

事 務 連 絡
令和 6 年 2 月 21 日

各都道府県消防・防災主管部局 }
各指定都市消防・防災主管部局 } 御中

消 防 庁 総 務 課

令和 5 年度消防庁補正予算、令和 6 年度消防庁予算案及び令和 6 年度の消防防災に関する地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項について

政府の令和 5 年度補正予算につきましては令和 5 年 11 月 29 日に成立し、令和 6 年度当初予算案につきましては同年 12 月 22 日に閣議決定されたところです。

また、令和 6 年能登半島地震につきましては、緊急消防援助隊、常備消防及び消防団において人命救助や救急搬送等、全力で取り組んでいただいたところです。消防庁においても、今般の災害対応を検証し、災害対応の更なる高度化に取り組むこととしています。

これらを踏まえ、消防庁の令和 5 年度補正予算（以下「補正予算」という。）、令和 6 年度当初予算案（以下「当初予算案」という。）及び現段階における消防防災に関する地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項について、下記のとおりお知らせします。

各都道府県消防・防災主管部局におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）及び消防本部（以下「市町村等」という。）に対して速やかにご連絡いただくようお願いします。

記

1 消防防災分野の DX の推進

政府においては、地方が抱える課題をデジタル実装を通じて解決し、全ての人々がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現することを目指す「デジタル田園都市国家構想」を推進しており、令和 5 年 12 月 26 日に「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」が閣議決定され、「防災・減災、国土強靱化の強化等による安全・安心な地域づくり」のための施策として、「消防防災分野の DX」が位置づけられているところです。

これらを踏まえ、都道府県及び市町村等におかれては、以下の事項に留意し、消防防災分野のDXの推進に積極的に取り組むようお願いいたします。

(1) マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化に向けた検討【別添資料P3参照】

令和5年度においては、マイナンバーカードを活用した救急業務の全国展開に向けた調査・研究を行い、消防機関の意見も伺いながら、救急隊員にとって最適なシステムとなるよう検討を進めている。

また、補正予算において所要額を計上し、各消防本部において、救急隊が傷病者のマイナンバーカードを活用し、オンライン資格確認等システムを介して医療情報等を閲覧できるシステムの構築に向け、幅広い消防本部の参画を得て実証を行い、実際の救急現場で効果的に活用することができるシステム構築を目指すこととしていること。

(2) 消防指令システムの標準化・消防業務システムのクラウド化【別添資料P4参照】

消防庁では、全国の消防本部で今後予定されるシステム更新にあわせ、各消防本部からの要望も取り入れ、①消防本部間での情報共有や応援活動に資する情報通信技術（ICT）を取り入れたシステムの構築、②導入・運用コストの低減、③システム導入に係る業務支援、の観点から、消防指令システム及び消防業務システムの標準仕様書等を検討中であり、消防指令システムは令和5年度末、消防業務システムは令和6年10月を目途に標準仕様書を策定する予定であるので、各消防本部において、各システムの更新の際には、標準仕様書を活用して整備いただきたいこと。

また、消防の広域化又は連携・協力を行おうとする消防本部（過去において広域化又は連携・協力を行った消防本部を含む。）における消防指令システムの標準化に併せた高機能消防指令センターの整備に要する経費について、令和6年度から新たに緊急防災・減災事業債の対象とすることとしていること。

(3) 災害時の映像情報共有手段の充実【別添資料P5, 6参照】

災害時における国と地方公共団体との間における映像共有手段の充実を図るため、消防職団員による投稿型の機能を有した「消防庁映像共有システム」について、令和6年2月から試行的に運用を開始する。また、令和6年度中には、内閣府の次期総合防災情報システムとの接続を図ることとしている。

本システムについては、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震において、消防庁や緊急消防援助隊の活用に資するため、暫定的な運用を行った。

各消防本部での運用開始後は、大規模災害時に映像を全国で共有するほか、通

常の火災・災害等には映像を各消防本部で活用することを想定しており、各消防本部においても積極的に活用していただきたいこと。

(4) 火災予防/危険物保安/石油コンビナート等の保安の各分野における各種手続の電子申請化の推進

申請者の利便性向上の観点から、各消防本部におかれては、早期に電子申請等の受付を開始できるよう、電子申請等の導入を積極的に進めていただきたいこと。

なお、消防本部等において、電子申請等を受け付けるために必要となる LGWAN 接続端末等の整備に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

(5) 危険物取扱者保安講習、防火管理講習等のオンライン化

危険物取扱者保安講習については、新型コロナウイルス感染症対策等を背景に都道府県においてオンライン化の取組を進めてきていただいたところ、引き続き、受講者の利便性向上の観点から積極的に取組を進めていただきたいこと。

防火・防災管理に関する講習については、デジタル化に向けた政府方針を踏まえ、都道府県知事並びに消防本部及び消防署を置く市町村の消防長におかれては、「防火・防災管理に関する講習のガイドライン」（令和4年8月29日付け消防予第428号）を参考にしながら、講習のオンライン化について積極的に取組を進めていただきたいこと。

なお、消防設備士講習については、各都道府県が一義的な実施主体となることから、オンライン化を実施する予定の都道府県においては、引き続き取組を進めていただきたいこと。一方、都道府県の意見等も踏まえ、オンライン講習を行う講習実施機関を新たに指定する予定であること。

(6) 消防訓練における DX の推進等

一般的な火災や大規模な豪雨災害・土砂災害、今後発生が予測される大地震による災害の発生を想定し、直面する危険を仮想空間で擬似的に体験、習得できるツールとして、VR を有効活用した訓練コンテンツを令和5年3月に全消防学校に配備していることから、積極的に活用いただきたいこと。

また、現場活動における活動マニュアルや初任教育の教材等、消防本部や消防学校等の独自の取組を共有できる専用サイトを令和4年度に構築したことから、引き続き新規コンテンツを積極的に掲載するとともに、優良事例・先進事例の横展開を図っていただきたいこと。

2 大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実強化

南海トラフ地震等の国家的非常災害への対応力を強化するため、「緊急消防援助

隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を改定し、新たな登録目標隊数の設定を検討しています。

基本計画の改定内容の詳細については、別途お知らせする予定ですが、都道府県及び市町村等におかれては、以下の事項に留意し、緊急消防援助隊の充実強化に積極的に取り組むようお願いいたします。

(1) 国庫補助及び地方財政措置を活用した車両・資機材・設備などの整備

緊急消防援助隊の車両・資機材の整備に取り組むとともに、救助活動等拠点施設などの受援体制の整備にも積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、緊急消防援助隊の車両・資機材や救助活動等拠点施設の整備については、緊急消防援助隊設備整備費補助金や緊急防災・減災事業債などの財政措置が活用可能であること。

(2) 無償使用車両・資機材等の配備

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 50 条の規定に基づく無償使用により、近年の災害対応等を踏まえ、補正予算において、以下の車両・資機材等を新規・更新配備する。緊急消防援助隊の出動の際、有効に活用できるような体制の構築に積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、配備に当たっては、緊急消防援助隊の出動時に迅速に対応できるよう、車両等の特性、地域バランス等を勘案することとしていること。

ア 消防庁ヘリコプター

大規模災害発生時に緊急消防援助隊の的確な出動指示を行うためには、災害実態を迅速に把握し、速やかに判断することが重要であることから、万全な航空消防体制を維持するため、消防庁ヘリコプターを 1 機、更新配備することとしていること。

イ 情報整理・分析対応資機材・車両【別添資料 P8 参照】

緊急消防援助隊のより迅速・的確な活動に向け、無線等のアナログ手法に加え、映像等のデジタル手法によりリアルタイムで災害情報を収集・分析・共有し、指揮支援体制を強化するため、DX 資機材（デジタル作戦卓など）及び車両 9 式を新規配備することとしていること。

ウ 海水利用型消防水利システム

既配備車両の老朽化を踏まえ、緊急消防援助隊の消防力を維持するため、海水利用型消防水利システムを 1 台、更新配備することとしていること。

エ 燃料補給車

既配備車両の老朽化を踏まえ、緊急消防援助隊の消防力を維持するため、燃料補給車を6台、更新配備することとしていること。

オ 特別高度工作車

既配備車両の老朽化を踏まえ、大型ブロアー、ウォーターカッターなどの機能を備えた特別高度工作車を1台、更新配備することとしていること。

カ 小型遠隔化学剤検知器【別添資料P9参照】

化学剤や爆発物によるテロ災害等において、有害物質に直接触れることなく、また、容器を開封することなく検知できる小型遠隔化学剤検知器を5台、大規模集客施設やターミナル駅等を有する地域に新規配備することとしていること。

キ 拠点機能形成車

災害の激甚化に伴い長期化傾向にある緊急消防援助隊の応援活動を支えるため、現場指揮所など出動先での拠点として、また、宿営など隊員の後方支援に活用できるよう、拠点機能形成車を2台、未配備県に新規配備することとしていること。

ク 小型救助車

土砂災害、林野火災など狭隘、急峻な災害現場において効果的な救助活動を行うため、登坂・走破性が高く資機材搬送にも活用できるオフロード対応の小型救助車を1台、地域バランス、災害実態等を踏まえて、未配備県に新規配備することとしていること。

(3) 消防防災ヘリコプターの安全性の向上と航空消防防災体制の強化【別添資料P10参照】

「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」（令和元年消防庁告示第4号）において示した各種事項を確実に実施していただきたいこと。特に二人操縦士体制について、経過措置の適用を受けている運航団体は、経過措置が終了する令和7年3月31日を待つことなく、早期に導入するよう努めていただきたいこと。

なお、当該基準に基づいて運航団体に取り組む二人操縦士体制などに要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

(4) 緊急消防援助隊等の応援職員の受入れ施設等の整備【別添資料P11・46参照】

緊急消防援助隊をはじめとした応援職員の受入れ施設等の整備について、着実

に取り組んでいただきたいこと。

なお、以下の経費について、緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

ア 災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設の整備に要する経費

イ 消防本部、消防署、出張所及び消防学校（以下「消防庁舎」という。）のうち緊急消防援助隊受援計画に位置付けられたものにおける女性専用施設（浴室、仮眠室など。以下同じ。）の整備に要する経費

（5）無償使用車両・資機材等の維持管理

消防組織法第 50 条の規定により地方公共団体が無償で使用している車両・資機材・ヘリコプターについて、引き続き、適切な維持管理に努めていただきたいこと。

なお、その維持管理に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じていること。

（6）緊急消防援助隊の派遣に伴う経費【別添資料 P12 参照】

緊急消防援助隊の派遣に伴う経費に関し、長官の求めによる出動の場合の活動経費及び長官の求め又は指示による出動の場合の地元消防本部において生じる関連経費（消防力維持のための時間外勤務手当、予備車の確保に要する経費等）について、それぞれ特別交付税措置が講じられていること。

これに加え、令和 6 年度からは、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」（平成 27 年 3 月 31 日付け消防広第 74 号）第 5 条第 2 項及び第 3 項に基づき出動準備に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。

これらを踏まえ、大規模災害が発生した際、緊急消防援助隊が迅速・的確に対応できるよう、引き続き応援派遣体制の構築に積極的に取り組んでいただきたいこと。

3 常備消防力の充実強化

都道府県及び市町村等におかれては、以下の事項に留意し、常備消防力の充実強化に取り組むようお願いいたします。

（1）消防の広域化及び消防の連携・協力の推進【別添資料 P14 参照】

令和 5 年度末に、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成 18 年消防庁告示第 33 号）及び「消防の連携・協力の推進について」（平成 29 年 4 月 1

日付け消防消第 59 号) を改正予定であり、新たな消防の広域化の推進期限に向け、消防の広域化及び消防の連携・協力を一層推進していただきたいこと。

なお、以下の経費について、令和 6 年度から新たに地方財政措置を講ずることとしていること。

ア 基本指針に位置付ける、地域の核となり広域化の検討を主導する「中心消防本部」が行う広域化の準備に必要な経費について、特別交付税措置を講ずることとしていること。

イ 連携・協力実施計画に基づき連携・協力に取り組む市町村等に対して、都道府県が行う補助金、交付金等の交付に要する経費について特別交付税措置を講ずることとしていること。連携・協力実施計画の策定経費や、連携・協力実施計画に基づき設置する共同部隊が使用する装備費等も特別交付税措置を講ずることとしていること。

ウ 消防の連携・協力実施計画に基づき実施する共同訓練のための訓練施設の整備について、緊急防災・減災事業債の対象としていること。

(2) 消防防災施設の整備促進

耐震性貯水槽、防災用備蓄倉庫などの消防防災施設の整備は、地震等の大規模災害や特殊災害時における住民生活の安全・安心を確保するという観点から非常に重要であることから、積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、これらの消防防災施設の整備については、消防防災施設整備費補助金や緊急防災・減災事業債などの財政措置が活用可能であること。

(3) ドローン活用人材の育成【別添資料 P15 参照】

ドローンは、災害対応分野において効果的な情報収集や部隊運用等が期待できることから、今後、ますます多くの消防本部等において活用が進むことが予想される。

消防本部等がドローンを安全かつ効果的に運用できるよう、より高度な操縦技術を持つ人材を育成するため「ドローン技術指導アドバイザー（仮称）の育成研修」や「消防職員の一等ライセンス取得研修」を実施することとしていることから、職員の受講について積極的に検討していただきたいこと。

また、引き続き、アドバイザー派遣制度により全国の消防本部等の操縦者育成を図ることとしていることから、当該制度を積極的に活用していただきたいこと。

(4) 消防本部における災害対応ドローン（水中ドローンを含む。以下同じ。）の整

備【別添資料 P16 参照】

消防本部が整備する災害対応ドローンは、被害状況や災害推移の把握、部隊運用や水難救助活動等に効果的であることから、積極的に整備に取り組んでいただきたいこと。

なお、災害対応ドローンの整備については、緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

(5) 新型コロナウイルス等感染症対策【別添資料 P17 参照】

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置付けが新型コロナウイルス等感染症から5類感染症に変更されたが、引き続き、新たな感染症の感染拡大に備え、消防職員の感染防止対策や健康管理を徹底するとともに、感染防止設備の整備をはじめ、救急や消火などの必要な業務を継続できる体制を確保できるよう努めていただきたいこと。

なお、救急業務に従事する救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員の使用する消防本部、消防署及び出張所の感染防止対策のための施設及び設備の整備について、引き続き緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

(6) 消防職員の確保

消防職員については、地方財政計画上、消防防災行政の状況などを勘案し、500人の増員としていることに加え、定年引上げに伴う一時的な増員として313人を見込むことにより、全体的に813人の増員をすることとしており、各市町村の実情などに応じて、消防職員の確保に努めていただきたいこと。

なお、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が令和5年4月1日から施行され、消防職員を含む地方公務員の定年の段階的な引上げが開始されていることから、各消防本部におかれては、「定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会報告書」（令和4年11月）を参考にしながら、市町村人事担当部局と連携の上、災害活動に必要な消防力を維持し、行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制の確保に向け、必要に応じて定員を見直すなど適切に対応いただきたいこと。

(7) 消防本部におけるハラスメント等への対応策

「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について（通知）」（平成29年7月4日付け消防消第171号）において示したハラスメント等への対応策等に基づき、消防本部におけるハラスメント等の撲滅に向けた取組を強化していただきたいこと。

(8) 消防職員委員会の運用改善

「消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部改正等について（通知）」（平成30年9月6日付け消防消第242号）及び「令和4年度中の消防職員委員会の運営状況結果及び消防職員委員会の運営に関する留意事項について（通知）」（令和5年10月10日付け消防消第336号）など消防庁から累次にわたり発出している通知等を踏まえ、消防職員からの意見を幅広く求めることにより消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくすることにより職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資するよう、消防職員委員会の運用改善に不断に努めていただきたいこと。

（9）消防大学校における訓練の充実強化

消防大学校では、消防職団員及び地方公共団体における防災・危機管理部局の職員に対する高度な教育訓練を実施するため、以下のとおり教育訓練の充実強化を図ることとしている。

なお、教育訓練を通じ、全国の消防本部などから派遣された職員が活発に交流し、全国的な人的ネットワークの形成に資することも勘案し、引き続き消防大学校への入校について積極的に検討していただきたいこと。

ア 社会情勢の変化に伴う教育訓練内容の充実

増大・多様化する救急需要への対応、頻発する土砂風水害への対応、ドローンの活用等、消防が直面する諸課題に引き続き対応するほか、殉職事案を踏まえ、安全管理教育を強化するとともに、全国の緊急消防援助隊の連携強化に向けた教育の充実を行う等、教育内容の更なる充実を図ることとしていること。

イ 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策

新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策として、eラーニングやリモート授業を活用した入寮期間の短縮のほか、施設のゾーニング等を行うとともに、寮室からもリモート講義が受講できるようネットワーク環境を整備する等、引き続き、感染対策を図ることとしていること。

4 救急体制の確保

都道府県及び市町村等におかれては、以下の事項に留意し、救急体制の確保に積極的に取り組むようお願いいたします。

（1）救急隊員の感染症対策の推進【別添資料P19参照】

各消防本部においては、引き続き、救急活動における感染防止対策を徹底し、適切な救急活動に万全を期していただきたいこと。

なお、「救急隊の感染防止対策マニュアル」の改訂、新型コロナウイルス感染

症の経験等を踏まえ、各消防本部における救急隊の感染防止対策に係る標準的な財政需要を的確に反映するよう、地方交付税措置を見直すこととしていること。

(2) 救急安心センター事業（#7119）の全国展開【別添資料 P20 参照】

住民が救急車を呼ぶべきかどうか等の判断に悩む場合に専門家が電話相談に応じる「救急安心センター事業（#7119）」は、救急車の適時・適切な利用に資する効果をはじめ、救急医療機関の受診の適正化や、住民への安心・安全の提供など、多岐にわたる効果を有することから、全国展開を推進することとしていること。

都道府県及び市町村等におかれては、「今後の新型コロナウイルス感染症の再拡大及び季節性インフルエンザとの同時流行等による救急需要の増大に備えた救急安心センター事業（#7119）の全国展開に向けた取組について」（令和4年10月18日付け消防救第318号）、各都道府県衛生主管部（局）長宛て「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（医政地発0331第14号令和5年3月31日付け・最終改正医政地発0629第3号令和5年6月29日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）等を踏まえ、アドバイザー制度などを積極的に活用することにより、都道府県内全域での#7119の早期導入を図っていただきたいこと。

なお、#7119の運用に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

5 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化【別添資料 P22 参照】

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）の制定から10年を迎えました。この間、同法の趣旨を踏まえ、国・地方公共団体の連携・協力を通じて様々な施策に取り組んできましたが、消防団員数は令和5年4月1日現在で762,670人と、この10年間で10万人以上減少している大変厳しい状況です。今般の令和6年能登半島地震をはじめ、全国各地で地震や風水害等の大規模災害が激甚化・頻発化する中、消防団員等の確保及びその災害対応能力の更なる向上、自主防災組織等の活性化が喫緊の課題となっています。

こうした中、消防庁においては、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について」（令和6年2月6日付け消防地第65号）により、地域防災力の充実強化に向けて重点的に取り組んでいただきたい事項をお示するとともに、各地域における先進的・特徴的な事例を取りまとめた「消防団を中核とした地域防災力の充実強化取組事例集」を発出したところです。さらに、消防庁では、令和6年度中に、女性や若年層をはじめとする幅広い住民の入団促進に向けた取組の参考としていただくため、団員確保のノウハウを記載したマニ

ュアルを新たに作成予定です。

なお、消防庁においては、地方公共団体が主催するイベント等へのタレントの派遣事業も含め、令和6年度も引き続き、各種広報事業を実施することから、積極的に活用していただき、女性や若年層をはじめとする幅広い住民の入団促進に取り組んでいただくとともに、地域住民との交流等を通じて消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりに取り組んでいただくようお願いいたします。

都道府県及び市町村等におかれては、これらを踏まえるとともに、以下の事項に留意し、地域防災力の充実強化に向けた積極的な取組を行っていただくようお願いいたします。

(1) 消防団の充実強化

ア 消防団員の年額報酬【別添資料 P23 参照】

消防団員の報酬等については、「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付け消防地第171号）において、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下「基準」という。）を策定し、「団員」階級について標準額を定めた上で、令和4年度から地方財政措置の見直しを行い、処遇改善を推進してきた結果、令和5年4月1日現在、「団員」階級の年額報酬において基準を満たす市町村が約86%となるなど、処遇改善に一定の進捗が見られた。また、令和6年度からは、「班長」階級以上の年額報酬についても、普通交付税措置額を超える経費について特別交付税措置を講ずる拡充を行うこととしていること。

これらを踏まえ、いまだ処遇改善に対応していない市町村においては、遅くとも令和5年度末までに条例改正等の必要な対応を行っていただきたいこと。

イ 消防団の災害対応能力の向上【別添資料 P24 参照】

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）において、特に風水害に対応した救助活動等を行える消防団の割合を令和7年度までに100%とすることとされているところである。補正予算においては、消防団設備整備費補助金の対象に、風水害等において機動的な排水作業等に活用できる可搬消防ポンプを追加したところであり、同補助金の活用等により、消防団の災害対応能力の向上に取り組んでいただきたいこと。

ウ 社会環境の変化に対応した消防団運営の促進【別添資料 P25 参照】

当初予算案においては、企業や大学と連携した女性や若年層等の入団促進、災害現場で役立つ訓練の普及、デジタル技術の活用、免許等取得環境の整備などの様々な分野の取組を幅広く全額国費により支援する「消防団の力向上モデル事業」を令和5年度から増額していることから、積極的に活用していただき

たいこと。

(2) 自主防災組織等の充実強化【別添資料 P26、27、28 参照】

地域防災力の充実強化のためには、自主防災組織や少年消防クラブ、女性防火クラブの活性化が不可欠であるところ、当初予算案において、引き続き「自主防災組織等活性化推進事業」を実施することとしている。自主防災組織等の立ち上げ支援、防災教育・啓発事業、災害対応訓練・計画策定など、自主防災組織等をより活性化させるための取組が幅広く対象となるので、都道府県及び市町村におかれては、本事業の積極的な活用を検討していただきたいこと。

また、「自主防災組織等のリーダー育成支援事業」を活用し、リーダー育成の取組を進めることなどにより、自主防災組織等のレベルアップを図っていただきたいこと。

自主防災組織等の取組支援に当たっては、防災に関する優良な取組を表彰する「防災まちづくり大賞」の事例を参考にさせていただくとともに、自主防災組織等の取組を把握いただき、当該表彰に積極的に推薦いただきたいこと。

6 火災予防対策の推進

都道府県及び市町村等におかれては、以下の事項に留意し、火災予防対策の推進に積極的に取り組むようお願いいたします。

(1) 住宅防火対策による安心・安全の確保

住宅用火災警報器の設置が義務化されてから 10 年以上経過し、交換期限を迎える住宅が増加していることを踏まえ、住宅用火災警報器の設置及び交換・維持管理に係る広報活動や戸別訪問の実施などの取組を積極的に進められたいこと。

なお、こうした周知・広報活動については、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

引き続き、住宅用火災警報器の設置・維持管理、大規模地震発生時における地震火災・通電火災を防ぐための出火防止対策の周知などの対策を積極的に推進していただきたいこと。

(2) 神奈川県厚木市自走式駐車場火災を踏まえた防火対策の推進

令和 5 年 8 月、神奈川県厚木市で発生した自走式駐車場火災等を踏まえ、「自走式駐車場における防火対策の徹底等について」（令和 5 年 12 月 26 日付け消防予第 696 号・消防消第 444 号）を発出した。

本通知を参考に、駐車場部分から出火した場合の消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事項を消防計画へ具体的に記載することや、駐車場火災を想定した自衛消防訓練を実施するよう指導するとともに、消防法令違反がある場合は関係

者に対して速やかに是正を行うよう指導していただきたいこと。

(3) 二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止策の推進

令和2年12月から令和3年4月にかけて、二酸化炭素消火設備に係る死亡事故が相次いで発生したことを踏まえ改正した二酸化炭素消火設備に係る技術上の基準を定める政省令が令和5年4月に施行された。既存の二酸化炭素消火設備における閉止弁の設置は経過措置期限が令和6年3月31日までとされていることから、各消防本部においては、建物関係者に対し、閉止弁の設置を指導いただくとともに、「二酸化炭素消火設備の設置に係るガイドラインの策定について」（令和4年11月24日付け消防予第573号）、「二酸化炭素消火設備が設置された部分又はその付近で工事等作業を行う際の事故防止対策実施マニュアル」について」（令和4年12月21日付け消防予第646号）、「二酸化炭素消火設備に係る基準改正のポイント」の掲載について」（令和4年12月26日付け事務連絡）等を活用し、工事・点検を実施する事業者や建物管理者に対し、事故の再発防止策の周知を積極的に実施していただきたいこと。

(4) 木材利用の推進等に係る建築基準法令改正を踏まえた消防法令における対応

建築物への木材利用を推進するため、令和4年6月に建築基準法（昭和25年法律201号）が改正され、防火規制に係る別棟みなし規定の創設及び耐火建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化が行われた（施行は、令和6年4月1日）。これを踏まえ、消防庁では防火安全性の確保を前提として、消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の拡充及び建築基準法における耐火建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化に伴う規定の整備を行うこととしていること。

なお、市町村の火災予防条例において、建築基準法の防火規制に係る規定を用いている場合には、留意いただきたいこと。

(5) 林野火災対策の推進

林野火災については、例年1,300件程度発生する状況が続いている。林野火災の出火原因は、例年、たき火、火入れ、放火（放火の疑いを含む。）等人的要因によるものが圧倒的に多く、また、林野火災の消火には多くの困難を伴うことから、林野火災対策は、特に出火防止の徹底が重要であり、「林野火災に対する警戒の強化について」（令和6年1月5日付け消防特第2号）を踏まえ、入山者及び地域住民等に対し、新聞、テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等を通じ、たき火の火の始末の徹底、たばこの投げ捨て、火遊びの禁止の広報等に、積極的に取り組んでいただきたいこと。

また、令和3年の栃木県足利市の林野火災を踏まえた、「林野火災の予防及び消火活動について（通知）の改正について」（令和4年7月25日付け消防災第195

号、消防広第 223 号、消防特第 145 号) を参考のうえ、林野火災に対するより一層の体制の充実に取り組んでいただきたいこと。

7 地方公共団体等の災害対応能力の強化

都道府県及び市町村等におかれては、以下の事項に留意し、災害対応能力の強化に取り組むようお願いします。

(1) 各災害に共通する事項

ア 住民の迅速かつ円滑な避難

(ア) 避難情報の適切な運用

避難勧告と避難指示の一本化など、避難情報の在り方の包括的な見直しを踏まえ、各市町村においては、「避難情報に関するガイドライン」(令和 3 年 5 月内閣府) も参照の上、引き続き発令基準の見直し及び適切な運用や、新たな避難情報に関する住民等への積極的な周知に取り組まれないこと。

(イ) 避難行動要支援者の避難対策

令和 3 年 5 月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたところである。

市町村においては、引き続き「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(令和 3 年 5 月内閣府) に基づき、地域におけるハザードの状況や当事者本人の状況を踏まえ、優先度の高い者から、同計画を着実に作成するよう積極的に取り組まれるとともに、避難行動要支援者名簿の更新サイクルの見直しや避難支援等関係者に対する名簿情報の事前提提供等、発災時の円滑かつ迅速な避難支援のための取組を進められたいこと。

なお、避難行動要支援者の避難対策に関しては、避難行動要支援者名簿の作成・活用及び個別避難計画の作成に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

(ウ) 防災訓練の積極的な実施

「令和 5 年度総合防災訓練大綱について」(令和 5 年 5 月 30 日付け消防第 109 号) で通知したとおり、国、都道府県、市町村、民間企業及び関係団体の連携並びに隣接した地方公共団体間の連携を想定した訓練や当該地域において特に訓練の必要性が高い災害を想定し、多数の住民の参加による、地域の実情に応じた訓練を積極的に実施されたいこと。

イ 業務継続性の確保

(ア) 業務継続計画等の策定

「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」(平成 28 年 2 月内閣府) に基づき、電気、水、食料等の確保など特に重要な 6 要素も

含む業務継続計画を策定するとともに、職員に対する研修、訓練等の実施により同計画の実効性の確保に向け不断の見直しを積極的に行われたいこと。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、「市町村の人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（令和3年6月内閣府）に基づく検討を進め、受援体制の整備に努められたいこと。

(イ) 公共施設等の耐震化等の推進【別添資料 P30 参照】

平成30年北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風（台風第15号）や令和2年7月豪雨などにより、公共施設等の耐震化や浸水対策、非常用電源の整備等の重要性が改めて認識されたところであることから、大規模災害発生時であっても業務継続性を確保できるよう、各種取組を積極的に行われたいこと。

なお、以下に示す経費について、緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

- ① 災害などに強い安心・安全なまちづくりを一層推進するため、公共施設等の耐震化に要する経費、耐震化を目的とする消防署所の全部改築に要する経費並びに非常用電源の整備、浸水・地震対策及び機能強化（非常用電源の出力の向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に要する経費
- ② 公共施設等の浸水対策を推進するため、指定避難所や災害対策の拠点施設等における浸水対策（電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等）及び洪水浸水想定区域等からの消防署所（消防本部庁舎を除く。）の移転に要する経費
- ③ 「2 大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実強化」の「（4）緊急消防援助隊等の応援職員の受入れ施設等の整備」で既述したとおり、応援職員の受入れ施設等の整備に要する経費
- ④ 令和2年7月豪雨による社会福祉施設の浸水被害を踏まえ、社会福祉法人等が実施する豪雨災害対策（避難路、避難階段、避難エレベーター、電源設備等の嵩上げ、止水板・防水扉、非常用電源・給水設備の設置等）に対する地方公共団体の補助に要する経費

(ウ) 災害応急対策の継続性を確保するためのトイレカーの整備【別添資料 P31 参照】

令和6年能登半島地震においても、被災者はもとより、ボランティアも含む地方公共団体の災害応急対策に従事する者が継続的に活動する上で、トイレの確保等が課題であることが改めて認識されたところであり、機動性や衛生面に優れ、被災地の状況に応じ多様な場面で活用することができるトイレカーの整備に努められたいこと。

なお、避難者の生活環境改善に加えて、災害応急対策の継続性を確保するためのトイレカーの整備について、令和6年度から新たに緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

(エ) 公共施設におけるインフラ老朽化対策の推進

平成28年度までに策定することとされていた消防分野の公共施設等総合管理計画及び令和2年度までに策定することとされていた個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）について、未策定団体におかれては至急策定すること。

ウ 住民用の非常用物資の備蓄

避難生活に必要な物資の確保に資するよう、改めて各都道府県及び市町村における最大想定避難者数に基づいた必要量を確認するとともに、備蓄量が十分でない場合には不足する量を備蓄するなど、必要な取組を積極的に進められたいこと。

なお、毛布や簡易トイレをはじめ、非常用物資の購入に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

エ 緊急物資輸送【別添資料 P32 参照】

令和6年能登半島地震においても、交通の途絶等による孤立地域への物資輸送が困難になる状況が発生していることを踏まえ、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努められたいこと。

取組に当たっては、以下の事項に留意されたいこと。

(ア) 災害発生時に孤立地域などへ物資輸送等を行うために地方公共団体の防災部局が管理・運用するドローンの整備について、令和6年度から新たに緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

(イ) ドローンを運用する地方公共団体の職員の育成及び財政措置の詳細については、別途通知等によりお知らせする予定であること。

オ 避難所の生活環境改善等の促進【別添資料 P33 参照】

令和6年能登半島地震においても、断水や停電等によりトイレが使用できない状況が発生していることから、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（令和4年4月内閣府）を踏まえ、平時から避難所における良好な生活環境が確保されるよう、必要な取組を積極的に進められたいこと。

なお、指定避難所におけるトイレ、空調設備の設置、バリアフリー化等の生活環境改善に係る整備に対しては、引き続き緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。また、マスクや手指消毒液等の避難所における感染症対策用物

資の購入に要する経費についても、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

カ 研修・訓練機会の提供【別添資料 P34 参照】

上記「ア 住民の迅速かつ円滑な避難」や「イ 業務継続性の確保」に適切に取り組めるよう、以下のような研修を実施する。このうち「市町村長の災害対応力強化のための研修」については、非常に実践的・効果的な訓練であることから、特に積極的な参加を検討されたいこと。

- (ア) 市町村長の災害対応力強化のための研修（災害時の重要な局面ごとに講師が市町村長に情報を提供し的確かつ迅速な判断・指示を求めるなど、1対1で意思決定のシミュレーションを実施）
- (イ) 小規模市町村及び都道府県の災害時初動対応力向上のための連携訓練（対象：専任の防災担当職員が少数の市町村）
- (ウ) 全国防災・危機管理トップセミナー（災害を経験した市町村長等を講師として実践的な教訓を共有）
- (エ) 防災・危機管理特別研修（対象：都道府県及び政令市の危機管理・防災責任者）
- (オ) 自治体危機管理・防災責任者研修（対象：市町村の危機管理・防災責任者）
- (カ) 災害マネジメント総括支援員等研修（対象：大規模災害時等の被災市町村派遣要員として推薦された職員）

キ 防災関係機関との連携の促進

災害発生時には、地方公共団体その他の公共機関等の防災関係機関が一体となって、適切な対応を執ることが求められることから、平時から多様な主体との協定の締結など協力連携を強化していただきたいこと。

特に、郵便局は、あまねく全国に拠点が存在するなどの強みを有していることから、郵便局と連携した消防団への加入促進や、災害時における郵便局舎・車両等の活用など、消防・防災分野における郵便局と連携した取組の促進を図っていただきたいこと。

(2) 個別の災害に関する事項

ア 地震・津波災害対策

(ア) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）により各都道府県が定める第6次地震防災緊急事業五箇年計画（対象期間：令和3～7年度）に基づき、地震防災施設の整備を着実に推進されたいこと。

(イ) 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応の推進

令和元年5月、国が定める「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の後発地震への備えとして警戒の強化や住民の事前避難等が位置付けられたことから、同計画の変更を踏まえ、警戒態勢や避難先・避難経路等を推進計画において明示するため、速やかに地域防災計画の修正に取り組まれないこと。

なお、地域防災計画の見直しに要する経費について、特別交付税措置を講ずることとしていること。

イ 火山災害対策

（ア）活動火山対策避難施設の整備等

各火山地域における実情を踏まえ、常時観測火山における活動火山対策避難施設の整備に積極的に取り組まれないこと。

また、その整備には消防防災施設整備費補助金及び緊急防災・減災事業債の活用が可能であり、特に、退避壕・退避舎については、新設だけでなく、既存施設の屋根の補強など、機能強化に係る改修事業も同補助金及び同事業債の対象となるほか、山小屋等の民間施設を活用した避難施設の整備について、地方公共団体が補助する場合に係る経費も同補助金の対象となること。

8 国民保護施策の充実強化

都道府県及び市町村におかれては、以下の事項に留意し、国民保護施策の充実強化に積極的に取り組むようお願いいたします。

（1）国民保護訓練の充実強化【別添資料 P36, 37, 38 参照】

昨今の国際情勢を踏まえ、国民保護事案の対処能力の維持・向上のため、国と地方公共団体の共同訓練について、積極的に取り組んでいただきたいこと。

特に、各地方公共団体で行われている弾道ミサイルを想定した住民避難訓練について、緊急一時避難施設の使用や要配慮者の避難など、実践的な取組について、令和6年度に調査・検証を行い、優良事例集を作成することとしているため、効果的な避難訓練の実施に向けて積極的に活用いただきたいこと。

また、地方公共団体から国に求められる支援のニーズに応えるため、高度な知見を有する者を「国民保護訓練パートナー」として派遣し、訓練の企画・実施に当たり助言等の支援を行うこととしており、積極的に活用いただきたいこと。

（2）避難実施要領のパターン作成の徹底【別添資料 P39 参照】

避難実施要領のパターン（以下「パターン」という。）について、「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月25日閣議決定）において、市町村は、複数のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとされている。北

朝鮮からの弾道ミサイル等が一層高い頻度で発射されるなど、我が国を取り巻く安全保障環境がより厳しさを増していることなどを踏まえ、市町村におかれては、令和5年中にはほぼ全ての市町村でパターンが作成済みとなっている状況を踏まえ、令和5年度中に少なくとも一つのパターンを確実に作成いただきたいこと。あわせて、管内にパターン未作成の市町村が所在する県においては、当該市町村に対し、必要な支援を行っていただくとともに、月1回以上を目安に進捗を確認いただきたいこと。

令和6年度においては、パターンの複数化・高度化への取組を一層支援するため、パターン作成に係るアドバイザーを希望する市町村へ派遣する事業を新たに実施することとしているため、積極的に活用いただきたいこと。

(3) 避難施設の指定の促進【別添資料 P40 参照】

都道府県知事及び指定都市の長は、住民の避難・救援を行うための施設として、避難施設を指定しなければならないこととされている。

とりわけ、爆風等からの被害の軽減効果が高いと考えられる「緊急一時避難施設」について、避難施設としての積極的な指定を依頼している。令和6年度においても、地下施設等の避難施設の指定を促進するため、指定に当たっての知見を蓄積した地方公共団体の職員等を希望する地方公共団体へアドバイザーとして派遣する事業を引き続き実施することとしているため、積極的に活用いただきたいこと。

また、昨今、地下街や公営地下鉄事業者等の一部の地下駅舎において指定が実現するなどの進捗が見られているところではある一方、地下駅舎や地下街等の地下施設が少ない地域にあっては、地下道や地下駐車場等の地下施設の最大限の確保に努めるとともに、公共施設のみならず民間の事業者が管理主体である施設の指定を積極的に進めていただきたいこと。

(4) 全国瞬時警報システム（Jアラート）と連携する情報伝達手段の多重化等【別添資料 P41 参照】

防災行政無線をはじめとした J アラートと連携する情報伝達手段の多重化については、より多くの住民へ必要な情報が瞬時に伝達できるよう、災害情報伝達手段の多重化と並行して、積極的に取り組んでいただきたいこと。なお、これらに要する経費については緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

市町村におかれては、Jアラートによる住民への情報伝達に際し依然として支障事例が見受けられるため、機器の整備や動作ルールの設定の点検など日頃から支障の発生を未然に防ぐための対策を積極的に行っていただくとともに、定期的実施する全国一斉情報伝達試験に必ず参加していただきたいこと。

また、令和5年度から Jアラートの次期受信機のソフトウェア設計・開発及び

ハードウェアの要件定義書の作成に着手しており、試作機を用いた動作検証を実施している。市販品の流通は令和7年度から行われる予定となっているため、適切に対応いただきたいこと。

9 災害時の通信・情報伝達体制などの充実強化

災害発生時においては、被害状況に関する災害現場とのやり取りや行政機関間での連絡調整等のための通信体制を確実に確保するとともに、住民に対して迅速かつ確実に防災情報を伝達することが重要であることから、都道府県及び市町村等におかれては、以下の事項に留意し、災害時の通信・情報伝達体制などの充実強化に積極的に取り組むようお願いいたします。

(1) 住民への災害情報伝達手段の多重化・強靱化【別添資料 P43 参照】

地方公共団体におかれては、防災行政無線をはじめとする災害情報伝達手段の多重化・強靱化を積極的に進めていただきたいこと。

消防庁では、補正予算において、地方公共団体に対し通信技術に関する専門的な知見を有するアドバイザーを派遣することにより、地域特性を踏まえた最適な伝達手段の整備・多重化を推進するための課題解決に資することとしており、積極的に活用されたいこと。

なお、防災行政無線のデジタル化・代替設備の整備・機能強化や戸別受信機等の貸与による配備、一度の入力により多重化した情報伝達手段から一斉送信できる仕組みの導入等について、引き続き地方財政措置を講ずることとしていること。

(2) 都道府県・市町村等を結ぶ通信手段の確保【別添資料 P44 参照】

防災基本計画において、有・無線系、地上系、衛星系などによる伝送路の多ルート化などの推進、特に、地域衛星通信ネットワークなどの耐災害性に優れている衛星系ネットワークの一体的な整備を図ることとされていることなどを踏まえ、大規模災害時に商用通信網が使えなくなった場合に備えて地方公共団体の庁舎などにおける非常用通信手段の確保いただきたいこと。

また、地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の一体的整備については、都道府県が管内全市町村にアンテナ等の衛星通信機器を設置し、管内全市町村とを結ぶ一体的な整備に積極的に取り組まされたいこと。

なお、都道府県庁と都道府県内の全市町村とを結ぶ一体的な衛星通信システムに係る整備事業等について、緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

10 消防防災分野における女性の活躍推進

消防防災の分野においても女性が増加し、活躍することによる、住民サービスの向上や消防組織の強化が期待されており、意欲のある女性がその能力を発揮して役

割を十分に果たすことができるよう、都道府県及び市町村等におかれては、以下の事項に留意し、消防防災分野における女性の活躍推進に積極的に取り組むようお願いいたします。

(1) 消防本部における女性消防吏員の更なる活躍推進【別添資料 P46 参照】

消防本部における女性消防吏員の更なる活躍推進については、女性消防吏員比率の全国の目標水準（令和 8 年度当初までに 5 %）の達成に向けた消防本部ごとの数値目標の設定による計画的な増員のほか、適材適所を原則とした女性消防吏員の職域の拡大、ライフステージに応じた配慮、女性専用施設の計画的な整備など、ソフト・ハード両面での環境整備に積極的に取り組んでいただきたいこと。

当初予算案において、女子学生等を対象とした職業体験イベントや Web セミナーの開催、女性消防吏員活躍推進アドバイザーの派遣、先進的な取組を全国展開するための女性消防吏員活躍推進支援事業（モデル事業）、管理職員向け研修会を実施するとともに、新たに多くの幅広い年代層に訴求できる電車広告や若年層に対する訴求力の高い SNS 広告、著名人を活用した PR 活動に取り組み、引き続き、女性消防吏員の活躍を支援する取組を推進することとしていること。

なお、消防庁舎における女性専用施設の整備に要する経費については、引き続き特別交付税措置を講ずることに加えて、「2 大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実強化」の「(4) 緊急消防援助隊等の応援職員の受入れ施設等の整備」で既述したとおり、緊急消防援助隊受援計画に位置付けられた消防庁舎における女性専用施設の整備に要する経費については、令和 6 年度から新たに緊急防災・減災事業債の対象としていること。

(2) 消防団における女性消防団員の更なる活躍推進

消防団における女性消防団員の更なる活躍推進については、女性消防団員比率の全国の目標水準（10%を目標としつつ、令和 8 年度末までに当面 5 %）の達成に向け、「消防団の力向上モデル事業」などを活用し、消防団員に占める女性の割合が、現時点で 5 %に満たない消防団においては早急に 5 %以上となるよう、また 5 %を超えている団体においては 10%以上となるよう入団促進及び活躍の推進並びに環境整備に積極的に取り組んでいただきたいこと。

(3) 地方防災会議における女性委員の積極的な登用

地方防災会議における女性委員割合の目標水準の達成に向け、現時点で 30%に満たない地方防災会議においては、令和 7 年度までに 30%以上となるよう、女性委員の登用に積極的に取り組んでいただきたいこと。

特に、市町村防災会議においては、女性委員のいない会議を令和 7 年度までに解消するとともに、市町村防災会議における女性委員の割合が 15%に満たない

場合は、早期に15%以上となるよう、積極的に取り組んでいただきたいこと。

11 男性消防職員の育児休業の取得促進

消防職員に係る男性の育児休業取得率の政府目標は、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）及び「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、民間と同様に、令和7年までに50%、令和12年までに85%に引き上げられたところであり、男性の育児休業等の取得は、本人にとって子育てに能動的に関わる契機として重要であるとともに、組織にとっても、多様な人材を生かすマネジメント力の向上や子育てに理解ある職場風土の形成等の観点で重要となることから、「「令和4年度における男性消防職員の育児休業取得状況調査」結果等を踏まえた更なる取組の推進について」（令和5年12月27日付け消防消第437号）等を参考にして、なお一層の取得促進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、消防庁では、当初予算案において、普及・啓発ポスターの作成や幹部職員向け研修を実施するなど、男性育休の取得を「当たり前」にするための取組を推進することとしています。

12 消防用車両の調達

新型コロナウイルス感染症の感染拡大、一部の消防用自動車シャシメーカーの不適切事案及び令和5年度から新たな測定基準に基づく燃費表示やオートヘッドライト、バックアイカメラの設置等が義務付けられることに伴う対応等が、消防用車両のシャシ供給体制に影響を与えていることに加え、事業者側の人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善など働き方改革の観点からも、引き続き消防用車両の早期発注及び適切な納期の設定に努めていただきますようお願いいたします。

消防用車両の調達に関しては、消防庁、全国消防長会及び一般社団法人日本消防ポンプ協会を構成員とする連絡調整会議を設置し、現状や課題について情報を共有するとともに、都道府県、市町村等にもこれらの情報を提供していることから、参考にしていただきますようお願いいたします。

13 中古消防車両等の海外寄贈への協力【別添資料P48参照】

更新対象となった消防車両等の海外寄贈は、開発途上国の災害対応能力の向上に寄与するだけでなく、人と人の交流を生み、国と国のつながりも高める、「顔の見える国際協力」として極めて効果の大きい事業であり、その拡大が期待されているため、市町村等におかれては、従前から協力いただいているところですが、これまで以上に、海外寄贈に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

**令和5年度消防庁補正予算、令和6年度消防庁予算案
及び令和6年度の消防防災に関する地方財政措置の見通し
等を踏まえた留意事項について
【別添資料】**

**令和6年2月21日
総務省消防庁**

目次

1. 消防防災分野のDXの推進	p. 2
2. 大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実強化	p. 7
3. 常備消防力の充実強化	p. 13
4. 救急体制の確保	p. 18
5. 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化	p. 21
7. 地方公共団体等の災害対応能力の強化	p. 29
8. 国民保護施策の充実強化	p. 35
9. 災害時の通信・情報伝達体制などの充実強化	p. 38
10. 消防防災分野における女性の活躍推進	p. 45
13. 中古消防車両等の海外寄贈への協力	p. 47
問い合わせ先	p. 49

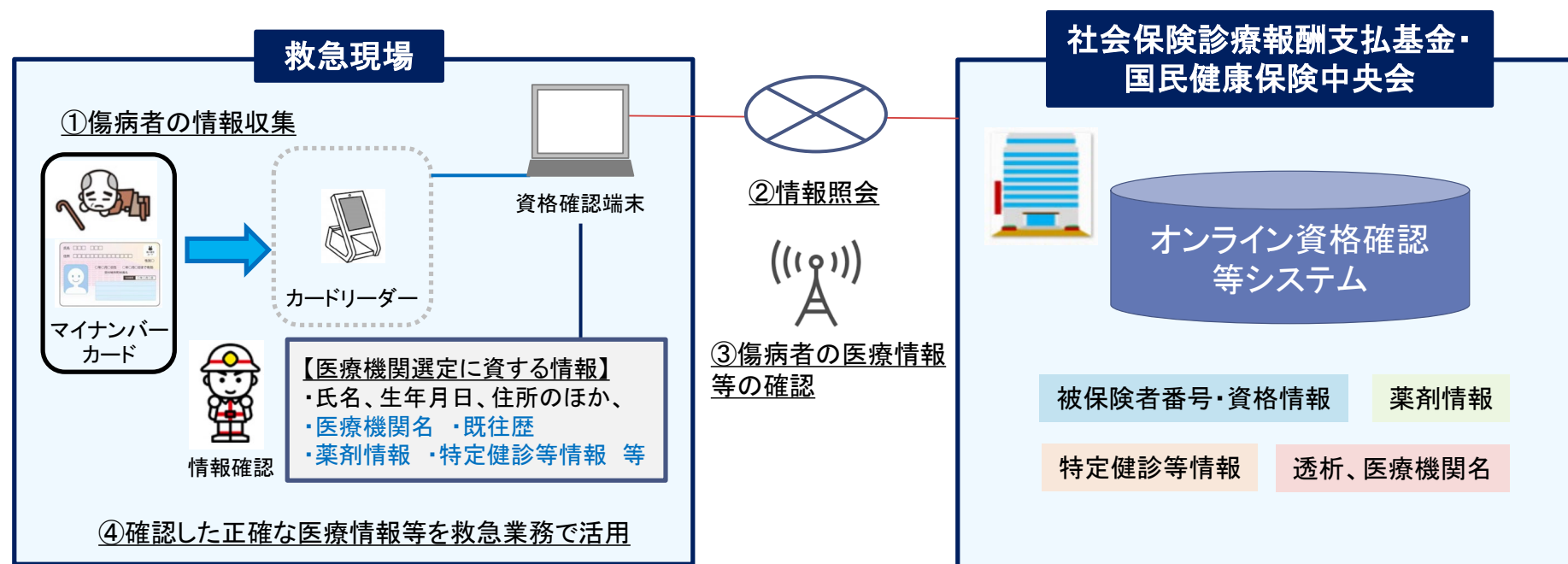
- 新規の事業については、右上に「新規」と記載しています。
- 拡充部分がある事業については、右上に「拡充」と記載しています。
- 拡充部分がない事業については、右上に「継続」と記載しています。

1. 消防防災分野のDXの推進

【国費】【R5補正予算額 3.7億円】

○ 各消防本部において、救急隊が傷病者のマイナンバーカードを活用し、オンライン資格確認等システムを介して医療情報等を閲覧できるシステムの構築に向け、幅広い消防本部の参画を得て実証を行い、実際の救急現場で効果的に活用することができるシステム構築を目指す。

【事業のイメージ】



【留意事項】

- 令和4年度は6つの消防本部において実証実験を実施
- 今後、47本部程度・500隊程度の幅広い消防本部で実施予定

「マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化」のシステム構築に向けた実証事業実施消防本部の公募について(照会)(令和5年12月8日付け消防救第376号消防庁救急企画室長通知)

【施策の概要】【国費】 【R5補正予算額 1.1億円】

- 消防庁では、全国の消防本部で今後予定されるシステム更新にあわせ、各消防本部からの要望も取入れ、
 - ①消防本部間での情報共有や応援活動に資する情報通信技術（ICT）を取り入れたシステムの構築、
 - ②導入・運用コストの低減、③システム導入に係る業務支援、
 の観点から、消防指令システム及び消防業務システムの標準仕様書等を検討中
- 直近では、令和5年10月に、各本部が導入を検討する際に必要となる項目が記載された時点版の標準仕様書案等を作成し各消防本部へ情報提供。今後有識者検討会の議論を踏まえ消防庁において標準仕様書を策定し全国の消防本部に普及していく



インターネットに接続されていない独立型の消防システム

インターネットに接続され、データ連携・新機能を追加しやすい消防システム

【地方財政措置（緊急防災・減災事業債）】

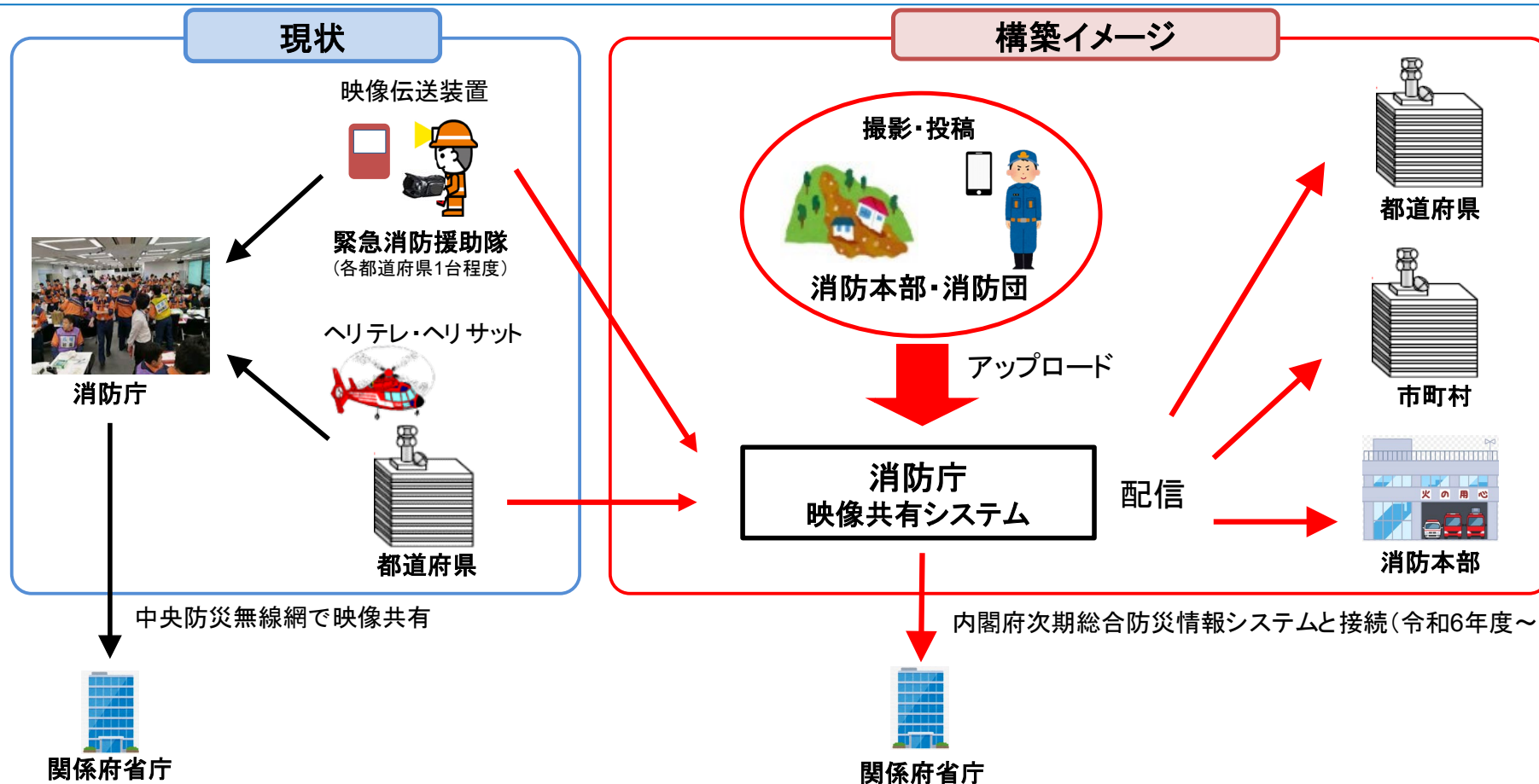
- 消防の広域化又は連携・協力を行おうとする消防本部（過去において広域化又は連携・協力を行った消防本部を含む。）における消防指令システムの標準化に併せた高機能消防指令センターの整備について「緊急防災・減災事業債」の対象とする（※詳細については別途お知らせ予定）

【留意事項】

- 消防指令システムは令和5年度末、消防業務システムは令和6年10月を目途に標準仕様書を策定する予定であり、各システムの更新の際にはこれらを活用し、整備を進めていただきたい（※標準仕様書の詳細については別途お知らせ予定）
- 標準仕様書に付随して、セキュリティに関するガイドライン、システム調達時に参照できる調達仕様書ひな形、標準的な業務フロー等の有用な文書も作成する予定であり、各本部でこれらを活用し、整備を進めていただきたい

【施策の概要】【国費】 【R6当初予算案額 0.3億円】

○ 災害時における国・自治体間の映像共有手段の充実を図るため、消防職団員による投稿型の機能を有した「消防庁映像共有システム」について、令和6年2月から試行的に運用を開始する。また、令和6年度中には、内閣府の次期総合防災情報システムとの接続を図る。



【留意事項】

○ 運用開始後は、大規模災害時に映像を全国で共有するほか、通常の火災・災害等には映像を各消防本部で活用することを想定しており、各消防本部においても積極的に活用していただきたい(令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震において、暫定運用)

(参考) 令和6年能登半島地震における消防庁映像共有システムの活用

- 令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震において、消防庁や緊急消防援助隊の活用に資するため、暫定的な運用を実施
- 現地の災害状況に係る映像・画像を、消防庁災害対策本部内や緊急消防援助隊で共有したほか、報道機関へ映像を提供



消防庁（現地広報員等）
緊急消防援助隊が撮影

消防庁映像共有システムへ
アップロード



システム画面（一覧・地図）

消防庁映像共有システムへの情報共有



マスコミ報道（消防庁提供）



活動・被災状況の把握（消防庁・緊急消防援助隊で共有）

映像等の活用事例

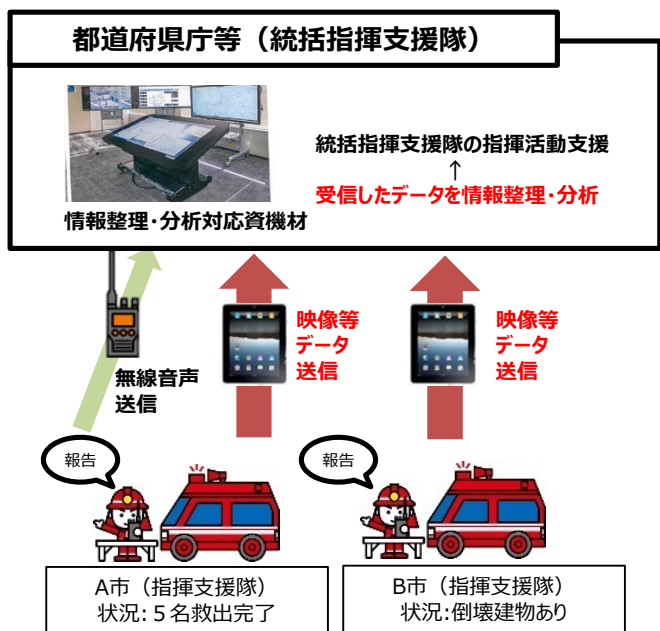
2. 大規模災害に備えた緊急消防援助 隊の充実強化

【国費】【R5補正予算額 9.1億円】

- 近年における災害の激甚化・頻発化や、今後発生が予測される南海トラフ地震等の大規模災害に備えて、緊急消防援助隊のより迅速・的確な活動に向け、無線等のアナログ手法に加え、映像等のデジタル手法によりリアルタイムで災害情報の収集・分析を行い指揮支援体制を強化するため、車両やDX関連資機材を整備する

活用例(イメージ)

車両及び資機材を活用して情報を収集、リアルタイムで映像等の情報を送信し指揮支援体制の強化を図る。



- 被災都道府県庁等において、無線等の情報に加え、被災現場で活動する隊がタブレット等から送信する災害情報を収集。DX資機材を活用し、収集した情報を整理・分析をすることで、統括指揮支援隊の増隊判断や効果的な救助活動などにつなげるなど、指揮支援体制の強化を図る。
- 被災都道府県庁等で整理した情報を、活動部隊のタブレット、PCなどにリアルタイムで共有することで効果的な活動を担保する。

【整備する車両及び主な資機材】

- リアルタイムに情報を収集、分析し、各部隊と共有するためのデジタル作戦卓等のDX資機材
- デジタル作戦卓等のDX資機材を都道府県庁等へ搬送する車両

【留意事項】

- 令和6年度中に9消防本部の緊急消防援助隊に配備予定

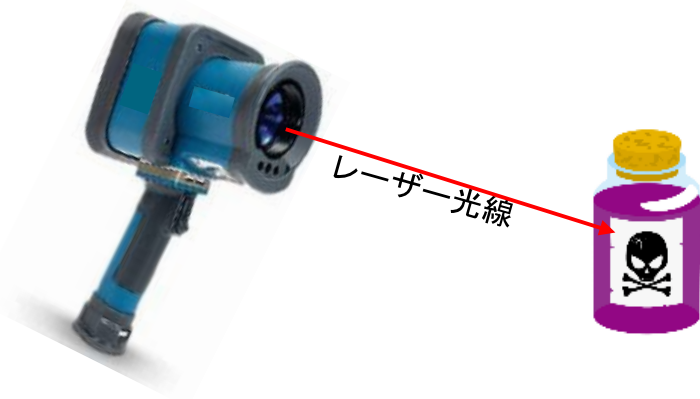
【国費】【R5補正予算額 1.2億円】

- 化学剤や爆発物によるテロ災害等において、原因物質の検知が必須であるところ、有害物質に直接触れることなく、また、容器を開封することなく検知できる最新の本検知器は、安全かつ迅速な活動を可能にするとともに、要救助者の確実な除染、救命処置等に資するものであり、大規模集客施設やターミナル駅等を有する地域に配備する

配備資機材

※写真はすべてイメージ

【小型遠隔化学剤検知器(計5台)】



最大2m離れた位置から、液体・固体状の化学剤、爆発物、薬物、有毒化学物質など数千種類を最短5秒で検知(ラマン分光分析)
※褐色瓶や封筒の内容物、着色試料も検知可能

活用例(イメージ)

本検知器の配備により、可能となる活動



要救助者の救出後に詳細に分析



本検知器の配備により、要救助者の救出と並行した物質検知が可能となり、原因物質に応じた除染、救命処置が可能となる。

【留意事項】

- 令和6年度中に5消防本部の緊急消防援助隊に配備予定



【施策の概要】

- 相次いだ消防防災ヘリコプターの墜落事故を受け、運航の安全性向上等のため、運航団体が取り組むべき項目を、「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」として、消防庁長官から勧告。
- 基準を踏まえ、消防防災ヘリコプターの安全性の確保、運航体制の充実強化の取組を促進。



二人操縦士体制



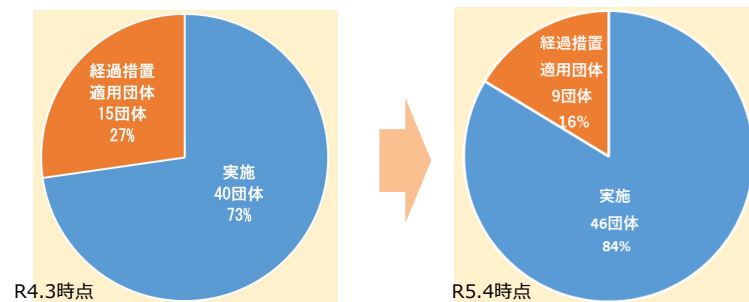
シミュレーター

運航団体が取り組むべき主な項目

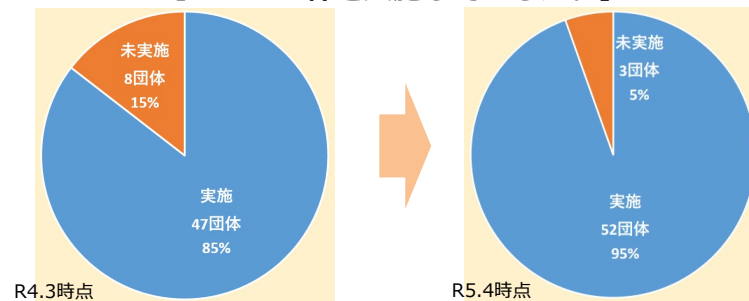
- 運航責任者及び運航安全管理者の配置
- 二人操縦士体制の確保
- 機長及び副操縦士の乗務要件の策定
- 飛行記録装置など安全確保に資する装備
- 操縦士等の教育・養成訓練の実施（シミュレーターを用いた緊急操作訓練、CRM訓練等）
- 事故が発生するおそれのある事案に係る消防庁への報告
- 近隣の他の地方公共団体との相互応援協定の締結

運航団体の主な取組状況

【二人操縦士体制は確保されているか。】



【CRM訓練を実施しているか。】



【国費】【R6予算額 0.4億円】

- 航空消防防災体制の安全性向上等に関する調査等（操縦士の確保促進及び運航安全管理者の有効活用方策）

【地方財政措置】

- 二人操縦士体制を含む運航要員及び資機材に要する経費について、地方交付税措置を講じている。

【留意事項（助言内容、スケジュール等）】

- 令和4年4月の「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」の全面施行（一部経過措置あり）を踏まえ、安全性の向上等を図るため、二人操縦士体制の確保、運航安全管理者の配置、シミュレーターを用いた緊急操作訓練やCRM訓練を含む教育訓練の充実、相互応援協定の締結などの取組をお願いしたい。

【施策の概要】【地方財政措置】

- 令和3年7月の熱海市土石流災害では、応援職員の受入れスペースが不足。こうした事案等を踏まえ、令和3年8月に、緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%、令和7年度までの時限措置)の対象に、災害時に災害対策の拠点となる公用施設における①災害対策本部の設置、②応援職員の受入れに係る施設、③災害応急対策に係る施設(以下「応援職員の受入れ施設等」という。)を追加(原則、「増築・改築」を想定)。
 - 〔 地域防災計画等に位置づけられる災害対策本部員室、災害対策本部事務局室(オペレーションルーム)(危機管理担当執務室を含む。)、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等 〕
- 他方、消防学校や消防本部等が緊急消防援助隊を始めとする応援職員の受入れ施設として活用している実態を踏まえ、上記応援職員の受入れ施設等について、「建替え」(*)に併せて整備する場合、緊急防災・減災事業債の対象としている。 ※原則として、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建設され、耐震化が未実施の施設
- また、近年の大規模災害の頻発化・激甚化等に伴い緊急消防援助隊の派遣が増加しており、都道府県や消防本部による後方支援を含めた緊急消防援助隊活動の円滑化を図るため、消防庁長官の「指示」・「求め」による出動において、隊の派遣元団体に派生的に生じる経費(消防力維持に係る職員の時間外手当、予備車の経費等)について、特別交付税措置(措置率0.8、財政力補正なし)を講じている。
- 加えて、令和6年度からは、都道府県又は消防本部が作成する緊急消防援助隊受援計画に緊急消防援助隊の受入施設として位置付けられる消防庁舎における女性専用施設の整備費を、緊急防災・減災事業債の対象とする。(詳細はp.46参照)

<①災害対策本部の設置>



災害対策本部員室



災害対策本部事務局室



消防本部・消防署所

<②応援職員の受入れに係る施設>

(災害時の緊急消防援助隊等の応援職員のための執務室)



本庁舎



消防学校

<③災害応急対策に係る施設>



一時待避所



物資集積所

【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

- 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努めていただきたい。
- 緊急防災・減災事業債の対象とする応援職員の受入れ施設等の整備については、当該施設を地域防災計画(応援職員の受入れ施設については受援計画を含む)に位置付けることが要件として必要。

【参考】「受援計画」は、「災害対策基本法」に基づく「防災基本計画」(閣議決定)において、地域防災計画に位置付ける努力義務が規定。地域防災計画は防災基本計画に基づき作成されるもの。

【地方財政措置(特別交付税)】

- 「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」の規定に基づき、出動準備はしたものの、実際には出動しなかった場合の出動準備に要した経費について、特別交付税措置を講ずる

＜特別交付税＞

- 消防庁の要請に基づき出動準備はしたものの、実際には出動しなかった場合の出動準備に要した経費(措置率:0.8)

対象経費	指示	求め	出動なし
活動経費 (緊援隊として出動する隊員の手当、旅費、燃料費等)	国費	特別交付税措置等	/
関連経費 (緊援隊として出動する隊員に代わり勤務する職員の時間外手当、予備車の物件費等)	特別交付税措置	特別交付税措置	
出動準備経費 (出動準備に伴う職員の超過勤務手当等)	国費	特別交付税措置	特別交付税(新規)

【留意事項】

- 大規模災害が発生した際、緊急消防援助隊が迅速・的確に対応できるよう、引き続きご理解いただきたい

3. 常備消防力の充実強化

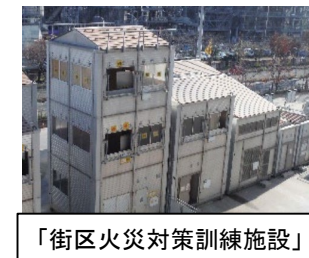
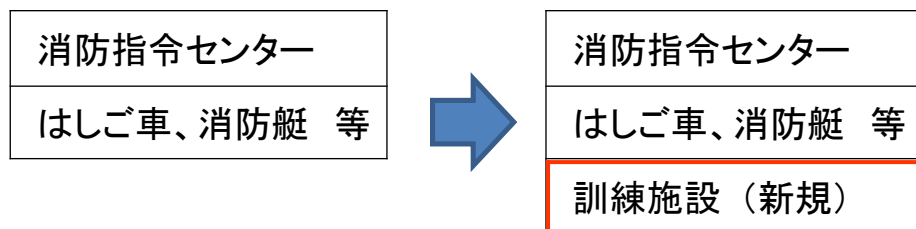
【地方財政措置(緊急防災・減災事業債、特別交付税)】

- 連携・協力に基づく共同訓練を実施するための訓練施設の整備について「緊急防災・減災事業債」の対象
- 消防の広域化等の更なる推進に向けて特別交付税措置を拡充

1. 連携・協力に基づく訓練施設の整備

【緊急防災・減災事業債】

- 連携・協力による施設等の整備



2. 消防の広域化等の更なる推進

【特別交付税(都道府県)】

- 連携・協力実施計画に基づき連携・協力に取り組む市町村等に対して、都道府県が行う補助金、交付金等の交付に要する経費(措置率:0.5)

【特別交付税(市町村)】

- 地域の核として広域化の検討を主導する「中心消防本部」が行う広域化の準備(協議会の開催等)に必要な経費(措置率:0.7) ※都道府県が定める広域化推進計画において、「中心消防本部」を指定
- 連携・協力実施計画の策定経費や共同部隊の設置に必要な装備費等(措置率:0.5)

【留意事項】

- 令和5年度末までに「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正予定

【国費】【R6予算額 0.1億円】

- ドローンは、災害時において効果的な情報収集や部隊運用等が期待できることから、今後、ますます多くの消防本部等において活用が進むことが予想される。消防本部等がドローンを安全かつ効果的に運用できるよう、より高度な操縦技術を持つ人材を育成するとともに、アドバイザー派遣制度により全国の消防本部や自治体の操縦者育成を図る。

【事業のイメージ】

① 人材育成（ドローン技術指導アドバイザー育成研修及び一等操縦ライセンス取得支援）

最新のドローンの運用方策について消防本部等に助言等を行うため派遣するドローン技術指導アドバイザー（仮称）の育成研修や消防職員の一等操縦ライセンス取得研修を実施し、より高度な運用が可能な人材を育成

① 研修実施場所：福島ロボットテストフィールド等

② 対象者
ドローンを既に運用し、常時運行に携わる指導的立場にある消防吏員等

R6年度 → R7年度 → R8年度 → R9年度 → R10年度

R10年度までより高度な操縦技術を持つ人材の育成及びライセンス取得の支援を実施し、消防力の維持向上を図る。

認定者（アドバイザー）による操縦者育成等

② アドバイザー派遣制度

ドローン技術指導アドバイザーが全国の消防本部等に対しドローンの運用方策に係る助言及び操縦者の育成を展開

① 実施先

消防大学校、都道府県消防学校、消防本部等

② 内容（講義・訓練）

ドローンの特性、関係法令、運用体制
活用事例の紹介、実機飛行展示・訓練等

③ 対象

各消防本部等



【留意事項】

- ドローンの運用を検討している消防本部については積極的にアドバイザー派遣制度を活用し、運用体制の整備や操縦員の継続的育成等に努めていただきたい。
- ドローン技術指導アドバイザーの育成研修については、10月～11月頃に行う予定。

【施策の概要】【地方財政措置】

- 消防本部が整備する災害対応ドローン(水中ドローンを含む)は、被害状況や災害推移の把握、部隊運用や水難救助活動等に効果的
- 各消防本部による災害対応ドローン(水中ドローンを含む)の整備については、緊急防災・減災事業債の活用が可能

★災害対応ドローンのイメージ図★

【空中からの情報収集】



※上空から、要救助者の捜索や火災延焼状況の把握などを行い、効果的な活動を実施する。

【水中からの情報収集】



※水中の状況を地上で共有し、水中における活動場所等の特定を行うことで、活動時間の短縮や救助隊員等の負担軽減を図る。

【留意事項】

〈無人航空機〉

次の要件を満たすドローンを整備する場合に対象。詳しくは、「消防本部における災害対応ドローンの更なる活用推進について」(令和4年3月31日付け消防消第99号消防庁消防・救急課長通知)を参照。

【必須要件】 ・ドローンの機体及び搭載するカメラは防水性能等級3以上を備えること。

・動画撮影が可能なカメラを搭載し、撮影した動画を現場活動で有効に活用できること。

【任意で付加する機能】 ・熱画像撮影機能 ・暗所撮影機能 ・高倍率ズーム機能 ・物件の搬送、投下機能 など

〈水中ドローン〉

次の要件を満たす水中ドローンを整備する場合に対象。詳しくは、「効果的な水難救助活動に資する水中ドローンの整備について」(令和5年3月27日付け消防消第116号消防庁消防・救急課長通知)を参照。

【必須要件】 ・遠隔操作が可能であること(有線含む)。

・動画撮影が可能なカメラを搭載し、撮影した動画を現場活動で有効に活用できること。

【任意で付加する機能】 ・音波探査 ・位置情報の把握 ・物件の収集、搬送 など

【施策の概要】【地方財政措置】

- 今般の新型コロナウイルス感染症の流行においては、業務の継続が困難となった消防本部が生じるなど、感染症流行時における消防力の維持・確保が課題となった。特に災害発生時に感染症が流行している場合には、災害対応に大きな支障を来すことが懸念される。
- 感染症流行時においても適切に業務が継続されるよう、救急業務に従事する救急隊員等(※1)の使用する消防本部、消防署及び出張所(以下「消防本部等」)の施設及び設備の整備により、平時より万全な感染症対策が講じられるよう早急に必要な取組を行うよう要請(※2)。
- **消防本部等の感染防止対策のための施設及び設備の整備について、緊急防災・減災事業債の活用が可能**

※1 救急業務に従事する救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員

※2 「感染症に備えた消防本部等の業務継続のための施設及び設備の整備について」(消防消第343号 令和3年8月19日付け通知)



※対象事業についての詳細は、地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集、も参照ください

【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

- **消防本部等におかれては、感染症流行時においても適切に業務が継続されるよう、感染防止対策のための施設及び設備の整備について、引き続き、積極的に取り組んでいただきたい。**
- 専門家や関係機関から感染拡大を防ぐ措置についての指導を受けることなどにより、効果的な取組とされたい。

4. 救急体制の確保

【施策の概要】【地方財政措置】

- 救急隊員は、職務遂行上、高い感染リスクにさらされており、また、救急隊員を媒介とした感染症のまん延防止という観点からも、救急隊員の感染防止対策及び感染性廃棄物処理対策が極めて重要である。
- このことから、消防庁では「救急隊の感染防止対策マニュアル(Ver.2.1)」において、救急隊員が救急活動時に使用する感染防止資器材や、血液・体液等が付着したガーゼ、手袋、感染防止衣等の感染性廃棄物の処理方法等を示し、各消防本部において適切な感染防止対策が行われるよう取組を推進。
- 「救急隊の感染防止対策マニュアル」の改訂、新型コロナウイルス感染症の経験等を踏まえ、各消防本部における救急隊の感染防止対策に係る標準的な財政需要を的確に反映するよう、地方交付税措置の見直しを実施。

「救急隊の感染防止対策マニュアル(Ver.2.1)」より抜粋

N95マスク（カップ型）のつけ方



<個人防護具の着用例>



【留意事項】

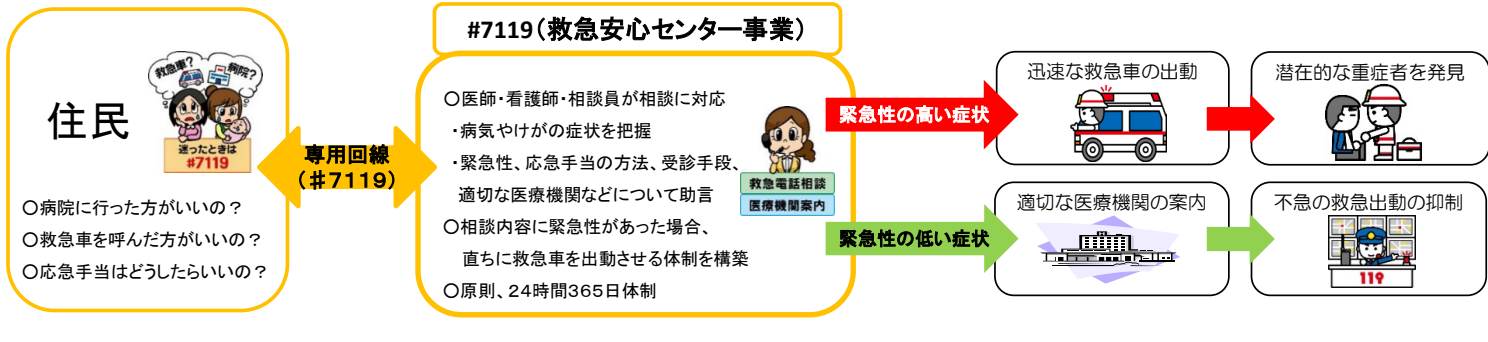
- 消防本部においては、引き続き「救急隊の感染防止対策マニュアル(Ver.2.1)」を参考に、救急活動における感染防止対策を徹底し、適切な救急活動に万全を期していただきたい。

【施策の概要】

- 住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど迷った際の相談窓口として、専門家から電話でアドバイスを受けることのできる救急安心センター事業（#7119）の早期の全国展開に向け、都道府県における取組を推進していく。

#7119とは

※受付時間は原則24時間365日。ただし、地域の実情に応じて実質的に24時間、365日相談を担保できれば、平日夜間・休日のみの運用も可



普及状況

全国24地域で実施

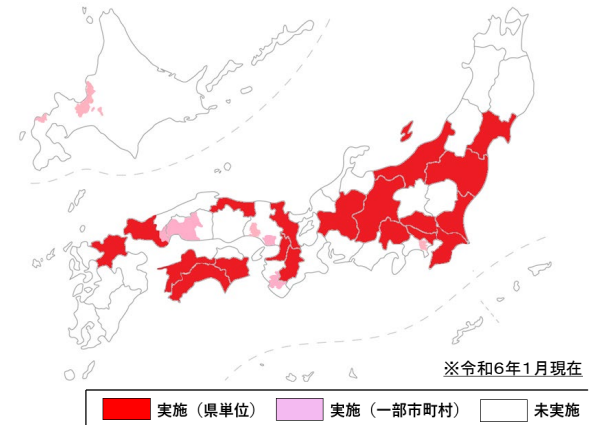
エリア人口：全国7,426万人
人口カバー率 58.9%

○県内全域：19地域

宮城県、福島県、茨城県、
埼玉県、東京都、千葉県、
新潟県、山梨県、長野県、
岐阜県、京都府、大阪府、
奈良県、鳥取県、山口県、
徳島県、愛媛県、高知県、
福岡県

○県内一部：5地域

札幌市(周辺含む)、
横浜市、
神戸市(周辺含む)、
田辺市(周辺含む)、
広島市(周辺含む)



事業効果

- ①救急車の適時・適切な利用（適正利用）
- ②救急医療機関の受診の適正化
- ③住民への安心・安全の提供
- ④時代の変化への的確な対応
- ⑤新型コロナウイルス感染症対策

取組状況

- 救急安心センター（#7119）普及促進アドバイザー制度
- 事業導入・運営の手引き／マニュアル
⇒消防庁ホームページに掲載
- 事業を外部委託する際に活用可能な標準的な仕様書（例）
⇒消防庁ホームページに掲載
- 実施地域における各種広報



【国費】【R6予算額 0.03億円】

- #7119の全国展開を推進するため、#7119普及促進アドバイザーの派遣や未実施団体に対する個別訪問を継続して実施。

【地方財政措置】

- 「救急安心センター事業（#7119）」の運用に要する経費について、特別交付税措置（措置率0.5）を講じている。

【留意事項】

- 救急需要の増大に備えた救急安心センター事業（#7119）の全国展開に向けた取組について（令和4年10月18日付け消防庁次長通知）等を踏まえ、未実施団体における早期の事業導入及び実施団体における体制強化を図っていただきたい。

5. 地域防災力の中核となる消防団 及び自主防災組織等の充実強化

【国費】【R5補正予算額 0.1億円】

- 近年、災害の激甚化、頻発化する中、地域に密着する消防団員の迅速な対応により、多くの人命が救われており、地域住民が主体となる消防団の充実強化を図ることは極めて重要。
- 消防団の充実強化を図るためには、消防団員数の確保が不可欠であり、消防団員数が全国的に急激に減少している状況を踏まえ、新たな団員を確保するためのノウハウが記載された国としての統一的な手引きとして、マニュアルを整備することで、女性や若者をはじめとする幅広い住民の消防団への更なる入団促進を図る。

<マニュアルの内容イメージ>

1. 実態調査を踏まえた消防団の実態及び主な課題
2. 消防団の受入体制・設備（消防団拠点施設の更衣室やトイレ等）における課題及び解決のポイント
3. 地方公共団体・消防団の広報活動における課題及び解決のポイント
4. 女性や若者等の活動や活躍できる取組、入団促進に資する取組における課題及び解決のポイント
5. その他入団促進に資する参考となる取組の事例紹介
6. 総務省消防庁の施策紹介



【女性団員向け研修の様子】



【女性消防団による住民向け救急講習の様子】

【留意事項】

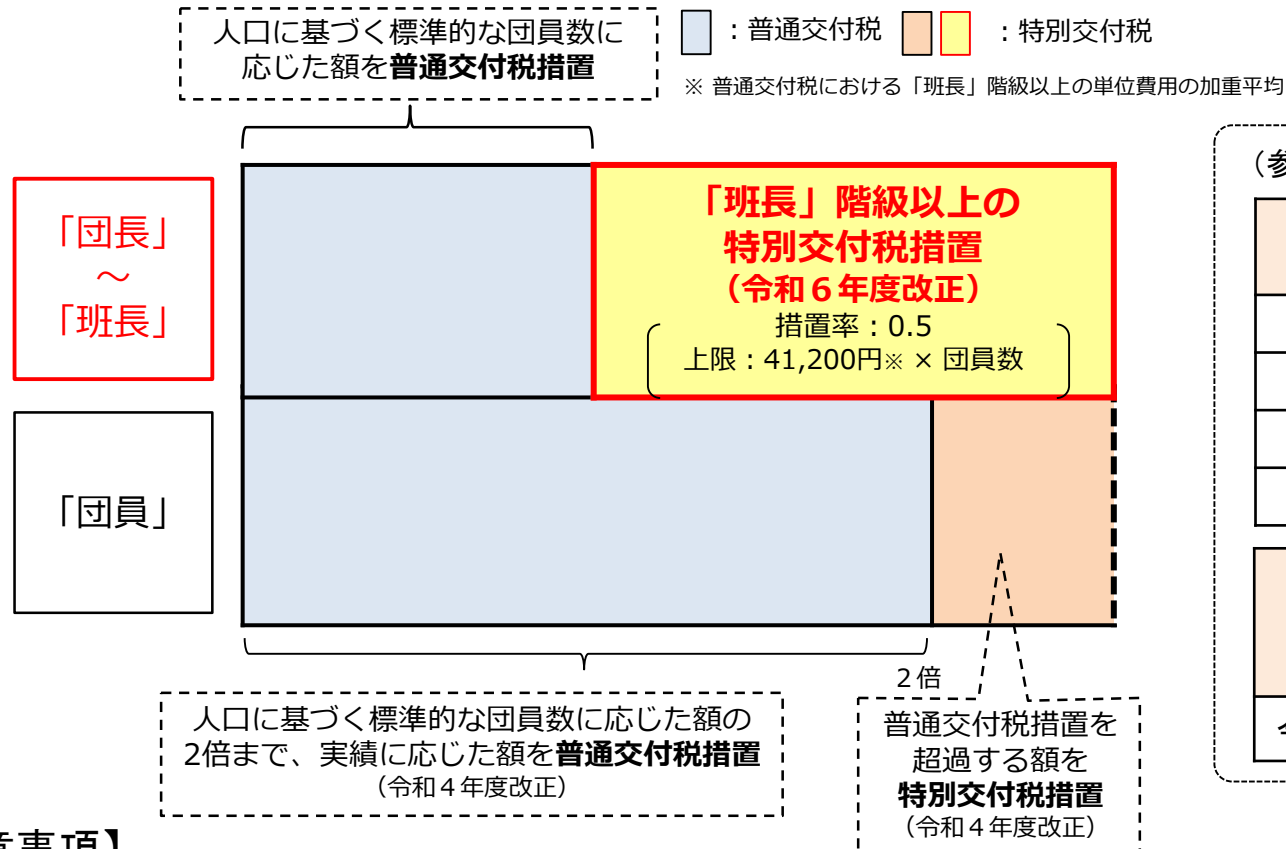
- 令和6年中に各都道府県・市町村に送付予定。
- 各市町村・都道府県においては、女性や若者等の入団促進につながる取組の参考にされたい。

【地方財政措置(特別交付税)】

- 消防団員の年額報酬については、「消防団員の報酬等の基準の策定等について」(令和3年4月13日付消防地第171号消防庁長官通知)において、「団員」階級について標準額を36,500円と定めた上で、令和4年度から地方財政措置の見直しを行ったことにより、処遇改善に一定の進捗が見られたところ
- 令和6年度から、「班長」階級以上において普通交付税措置額を上回る経費に対し、特別交付税措置を講ずる

<特別交付税>

- 「班長」階級以上において普通交付税措置額を上回る経費(措置率:0.5)



(参考)消防団員の処遇改善に係る対応状況

	年額報酬を36,500円以上としている団体の割合
令和2年度	28.3%
令和3年度	62.2%
令和4年度	69.1%
令和5年度	86.0%

	出勤報酬を1日8,000円以上としている団体の割合	年額報酬を直接支給としている団体の割合
令和5年度	84.2%	87.6%

【留意事項】

- 消防団員の処遇改善に対応できていない市町村においては、速やかに条例改正等の必要な対応を行っていただきたい

【国費】【R5補正予算額 2.5億円】(国土強靱化5か年加速化対策)

- 地域に密着し、いち早く現場に駆けつける消防団の災害対応能力の向上を図るため、消防団への救助用資機材等の整備を推進する。
- 機動的に消火活動に対応できるほか、水害時の排水活動にも活用が可能である「可搬消防ポンプ」を補助対象資機材に追加。

【補助対象資機材】 各市町村で、必要な資機材の種類、個数を選択可



※ 救命胴衣等とは、救命胴衣、浮環及びフローティングローブをいう。また、切創防止用保護衣等とは、切創防止用保護衣及び耐切創性手袋をいう。

【留意事項】

- 令和6年1月25日要望調査発出、2月29日要望調査×切、4月頃配分決定予定。

【国費】【R6予算額 3.6億円】

- 社会環境の変化に対応した消防団運営等の普及・促進に向け、消防団の充実強化につながる地方公共団体の創意工夫を凝らした様々な分野の取組を支援する。
- 各取組をモデル事業として、全国へ横展開を図る。

消防団の力向上モデル事業の活用事例

- 企業や大学と連携した入団促進



プロスポーツチームと連携した入団促進



大学祭での入団促進

- 災害現場で役立つ訓練の普及

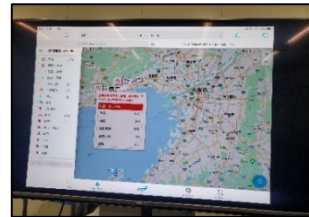


資機材取扱訓練



山火事想定訓練

- デジタル技術の活用



消防団アプリの導入

- 子ども連れでも活動できる消防団の環境づくり



子連れ巡回活動



車両動態表示装置の導入



子ども連れでの広報活動

- 免許等取得環境の整備



準中型免許等の取得環境整備



ドローン操縦技能習得支援

全額国費（上限500万円）

【留意事項】

- 令和6年1月25日募集開始、2月29日募集〆切、4月頃採択内示予定、令和7年2月末までに事業完了及び報告。
- 各市町村・都道府県においては、消防団の入団促進や災害対応能力の向上をはじめ、消防団の充実強化につながる有効な取組のため、積極的に活用されたい。

【施策の概要】【国費】【R6予算額 1.0億円】

- 近年、災害が多発化、激甚化している中、地域の安全・安心を十分に確保していくためには、常備消防や消防団のみならず、**自主防災組織等の活性化が不可欠**となっている。
- また、自主防災組織の活性化は、**幼少期から若年層に防災意識が醸成され、未来の消防団の担い手育成に繋がる**など、地域防災力の充実強化のための副次的な効果も期待される。
- そこで、地方公共団体が行う自主防災組織等を活性化するための施策を国費により強力に推進する「**自主防災組織等活性化推進事業**」を実施し、**地域全体の防災力の向上**を目指す。また、国費により支援する事業については、全国に横展開を図る。

自主防災組織等活性化推進事業のイメージ

全額国費(上限200万円)

○ 自主防災組織等の立ち上げ支援・担い手確保



自主防災組織の立ち上げ支援



少年消防クラブの立ち上げ支援

○ 防災教育・啓発事業



災害等体験学習



先進事例研修

○ 災害対応訓練・計画策定



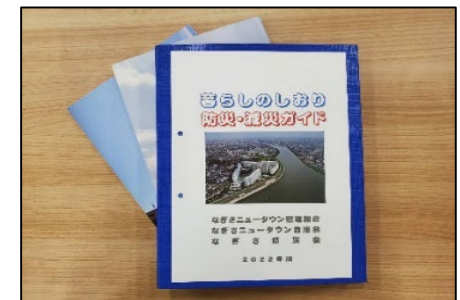
避難訓練



避難所運営訓練



応急手当訓練



地域の防災計画策定

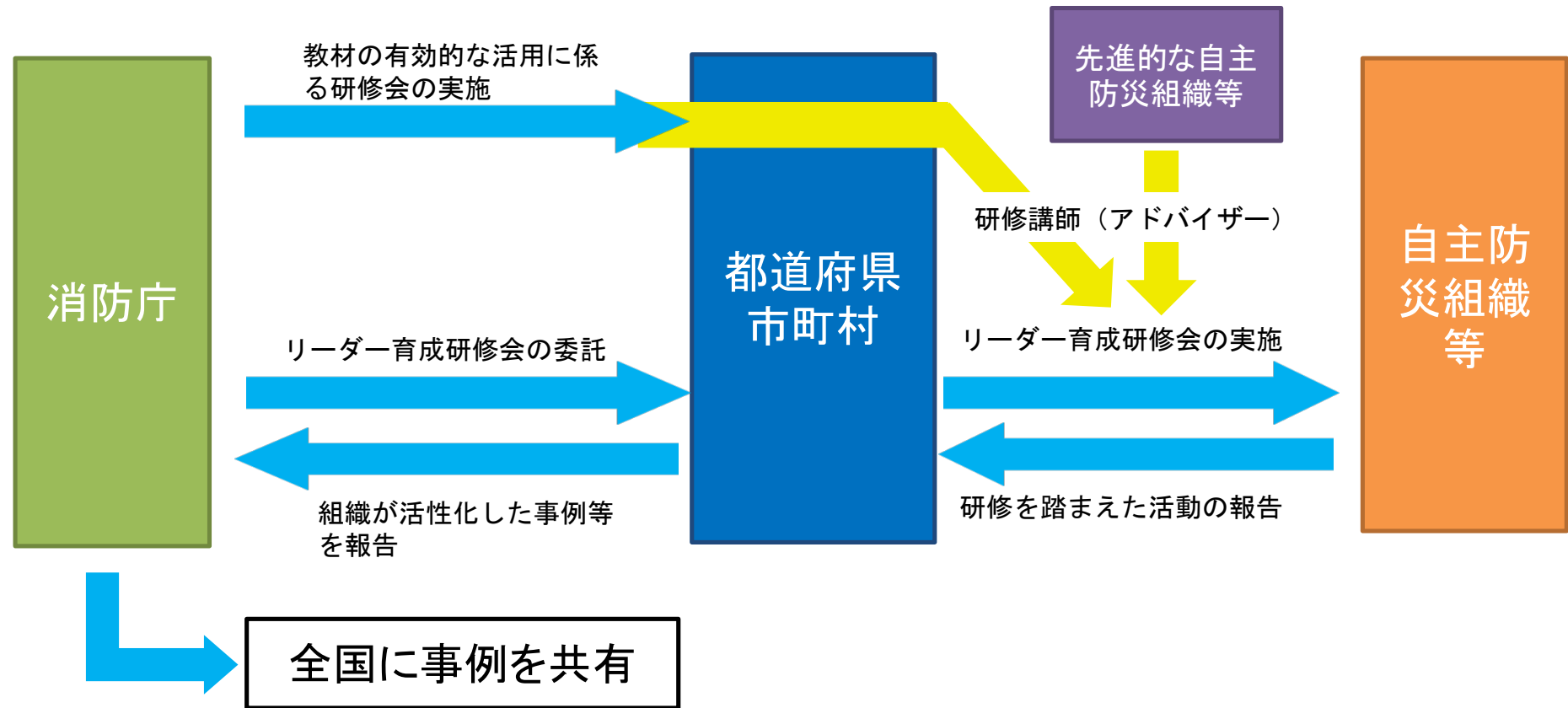
【留意事項】

- 令和6年1月30日募集開始、2月29日募集〆切、4月頃採択内示予定、令和7年2月末までに事業完了及び報告。
- 各市町村・都道府県においては、自主防災組織等の活性化のため、積極的に活用されたい。

【施策の概要】 【国費】 【R6予算額 0.1億円】

- 令和元年度の「自主防災組織等の地域防災の人材育成に関する検討会」において作成した自主防災組織のリーダー育成に係る教材の有効的な活用に係る研修会を、都道府県又は市町村の自主防災組織等の担当者向けに実施する。
- また、上記研修会を受講した地方公共団体の担当者や自主防災組織のリーダー等（アドバイザー）が実施する「リーダー育成研修会」を実施し、その成果を広く全国に周知する。

<事業スキーム>



【留意事項】

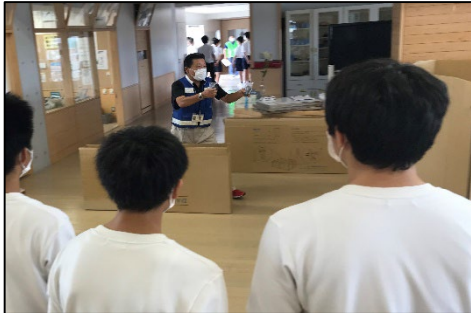
- 令和6年2月～3月頃募集開始 ⇒ 研修会の実施 ⇒ 令和6年度末に全国に事例を共有予定。
- 各市町村・都道府県においては、自主防災組織等の活性化のため、積極的に活用されたい。

【施策の概要】【国費】【R6予算額 0.1億円】

- 地方公共団体、消防団、自主防災組織、少年・幼年消防クラブ、女性防火クラブ、事業所、小中学校、高等学校・大学等、まちづくり協議会等における防災に関する優れた取組や防災・減災、住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰(総務大臣賞、消防庁長官賞等)し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として実施。
- 平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機に、平成8年度に創設。

<令和4年度受賞団体>

※ 総務大臣賞: 3団体 消防庁長官賞: 5団体 日本防火・防災協会賞: 9団体 計17団体



○NPO法人ふるさと未来創造堂 【R4総務大臣賞/新潟県長岡市】

【取組事例】新潟県長岡市における持続可能な防災教育体制の構築～「御用聞き」がつかなく、学校・地域・家庭の防災教育～
教育現場だけに委ねることなく地域一体での防災教育体制を構築すべく、主に以下取組を実施。

- ・行政等と共同で市内全小中学校に**防災教材（毎年更新）**を設置。学校防災教育に関する**相談窓口**を開設。
- ・「御用聞き」（地域に詳しい方や防災士等の協力者）による防災教材の内容更新を兼ねた**毎年の学校訪問や防災学習支援**を実施。



○小矢部市障害者団体連絡協議会 【R4総務大臣賞/富山県小矢部市】

【取組事例】地域に根ざす共生社会づくりを活かした障害者と健常者が共に学び共に行う防災訓練

平成27年に「小矢部市障害者団体連絡協議会」を設立、市の防災訓練に障害者が参加出来るよう主に以下取組を実施。

- ・避難誘導方法等の「良い方法」「良くない方法」を記載した、**障害者のための防災訓練実施マニュアル**を策定。
- ・防災訓練実施マニュアルに基づき、障害者が参加する**防災訓練事前リハーサル**を実施。



○落合学区自主防災会連合会 【R4総務大臣賞/広島県広島市】

【取組事例】甚大な災害を経験した地域が、災害経験を糧に新たに取り組み始めた自主防災組織の活動内容

平成26年8月の広島豪雨災害を契機に、災害犠牲者（関連死も含む）をゼロにすべく、主に以下取組を実施。

- ・落合小学校4年生～6年生に対し防災学習を行い、**「キッズ防災士」**を養成。
- ・避難所の状況確認の迅速化・災害弱者の支援強化のため、地域独自の**「安否確認システム」**を導入。
- ・一時避難所や避難者の送迎に関して、**地元企業等と協定**を締結。

【留意事項】

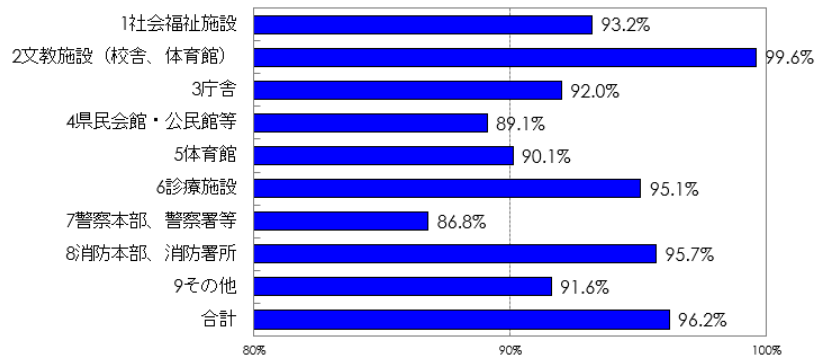
- 令和6年7月～9月頃取組募集期間 ⇒令和6年9月～令和7年1月頃取組審査 ⇒令和7年2月～3月頃表彰式・全国に事例を共有。
- 各市町村・都道府県においては、自主防災組織等の取組を把握いただくとともに、当該表彰に積極的に推薦いただきたい。

7. 地方公共団体等の災害対応能力の 強化

【施策の概要】【地方財政措置】

- 災害応急対策の拠点、避難場所等となる公共施設の安全性確保の観点から、引き続き耐震化が必要。
- とりわけ、災害時の地方公共団体の適切な初動対応や迅速・的確な災害応急対策を実現するため、消防本部・消防署所や災害対策本部が置かれる庁舎については、速やかに取り組むことが必要。
- また、防災拠点となる公共施設等については、非常用電源の整備についても速やかに取り組むことが必要。
- これらについて、**緊急防災・減災事業債の活用が可能**。

<施設区別の耐震化推進状況(令和4年10月1日現在)>



耐震改修

<非常用電源の整備>



非常用電源

<緊急防災・減災事業債の活用>

【庁舎耐震化】

災害時に災害対策の拠点となる自治体庁舎、消防本部及び消防署所等の耐震化

【庁舎建替】

- ① 早急に耐震化を行う必要があり、全部改築することがやむを得ないと認められる消防署所等
- ② 未耐震の自治体本庁舎、消防本部・消防学校等の建替に併せて整備する次の施設(※)
 - ア 災害対策本部の設置に係る施設(災害対策本部員室など)
 - イ 応援職員の受入れに係る施設(応援職員が執務を行うためのスペース)
 - ウ 災害応急対策に係る施設(一時待避所、物資集積所など)

※ 自治体本庁舎は令和3年8月から、消防学校・消防本部等は令和4年度から対象

【非常用電源】

非常用電源の設置に加え、既存の非常用電源に対する浸水・地震対策(上層階への移設、防護板の設置等)や機能強化(非常用電源の出力向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等)

【留意事項】

- 災害時の地方公共団体の適切な初動対応及び迅速・的確な災害応急対策を実現するため、特に災害時に災害対策の拠点となる地方公共団体の庁舎については、緊急防災・減災事業債も活用し、早急かつ計画的に耐震化及び非常用電源の整備に取り組まれない。

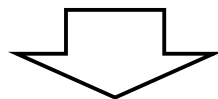
【施策の概要】【地方財政措置（緊急防災・減災事業債）】

- 災害発生時、トイレが確保できなくなった場合、機動性や衛生面に優れたトイレカーを被災地の状況に応じ多様な場面で活用することは、ボランティアも含む地方公共団体の災害応急対策に従事する者が継続的に活動する上で有効
- このため、すでに対象となっている避難者の生活環境改善に加え、災害応急対策の継続性を確保するためのトイレカーの整備についても、「緊急防災・減災事業債」の対象とする

<緊急防災・減災事業債>

- 災害応急対策の継続性を確保するための設備・車両資機材(トイレカー)の整備

現状	【避難者の生活環境の改善】 (想定される活用場面: 避難所 等)
拡充	【地方公共団体の災害応急対策の継続性の確保】 (想定される活用場面: ・災害対策本部設置庁舎などの災害対策拠点 ・災害応急対策の活動現場 等)



**機動性や衛生面に優れたトイレカーを整備し、
地方公共団体の災害応急対策の継続性を確保**



トイレカー

【留意事項】

- 災害の激甚化・頻発化を踏まえ、災害応急対策を継続的に実施することができるよう、トイレカーの整備を進めていただきたい

【施策の概要】 【地方財政措置】

- 災害発生時に孤立地域などへ物資輸送等を行うために地方公共団体の防災部局が管理・運用するドローンの整備について「緊急防災・減災事業債」の対象とする
- あわせて、ドローンを運用する地方公共団体の職員の育成を図る

<緊急防災・減災事業債>

- 防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備



※地方公共団体が作成する整備内容等に係る計画を確認予定

【留意事項】

- ドローンを運用する地方公共団体の職員の育成及び財政措置の詳細については、別途お知らせする予定

【施策の概要】 【地方財政措置】

- 自治体は、指定避難所における避難者の良好な生活環境の確保に努めることが求められる。
- 避難者の生活環境改善に係る施設整備について、**緊急防災・減災事業債の活用が可能。**

【事業イメージ】

生活環境の改善



空調設備

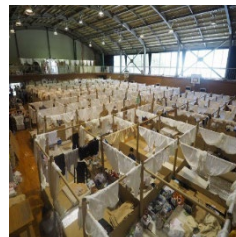


授乳室の設置

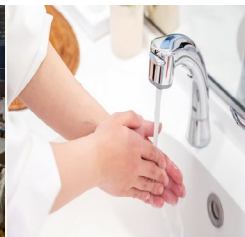


Wi-Fi

感染症対策



非接触対応設備



洗面所

施設の修繕、資機材等整備



暖房器具



サーキュレーター



非常用発電機

など

【地方財政措置】

<緊急防災・減災事業債>

充当率 100%

(交付税算入率 70%)

<非適債事業>

一般財源

特別交付税措置率0.7

【対象事業】

トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室、避難者のための居室や備蓄倉庫の改造・改築等、固定式間仕切り、感染防止用備蓄倉庫等の整備

【留意事項】

- 災害時における避難者の良好な生活環境を確保することは重要であることから、各自治体においては、引き続き指定避難所における生活環境の改善及び感染症対策のための取組を積極的に進めていただきたい。
- 避難所における衛生環境対策に必要な感染症対策用物資(マスク、手指消毒液等)については、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

【施策の概要】【国費】 【R6予算額 0.4億円】

- 災害時に、最前線で陣頭指揮を執ることになる市町村長を対象とした実践的な研修を実施する。
 - 特に「市町村長の災害対応力強化のための研修」は、非常に実践的な訓練であり、募集人数枠も拡大する予定なので、積極的に参加を検討されたい。
 - 引き続き、都道府県と連携し、防災専任職員の少ない小規模市町村を対象とした災害初動対応訓練を実施する。

	市町村長の災害対応力強化のための研修		全国防災・危機管理トップセミナー		小規模市町村の災害初動対応力向上訓練支援
	前期	後期	市区長	町村長	
募集	● 令和6年4月頃	● 令和6年9月頃	● 令和6年4月頃	● 令和6年9月頃	● 令和6年4月頃
日時	● 令和6年6月頃 (20名×7回)	● 令和6年11月頃 (20名×5回)	● 令和6年6月12日	● 令和6年11月20日	● 令和6年秋～冬
場所	● 個別面談方式(オンライン方式)		● 全国都市会館	● 東京都内を予定	● 市町村災害対策本部
内容	● 市町村長が災害時に的確に判断し、迅速に指示が出せるよう個別面談方式により行う実践的な研修 ● 避難指示の発令等、様々な状況を付与したシナリオ非提示型訓練		● 有識者、災害を経験した市区町村長による講演		● 専任の防災担当職員がいない又は少数の市町村を選定 ● 当該市町村と都道府県が連携して災害初動対応力向上のために実施する訓練を支援
イメージ	 <p>市町村長の受講の様子(オンライン研修)</p>		 <p>セミナーの様子</p>		 <p>災害初動対応訓練イメージ</p>

【留意事項】

- 災害対応を経験された市町村長の教訓・知見をまとめた以下の冊子を刊行しているので、積極的に事務の参考とされたい。「市町村長による危機管理の要諦」「災害対応事例集」

詳しくはこちら
(消防庁HP)



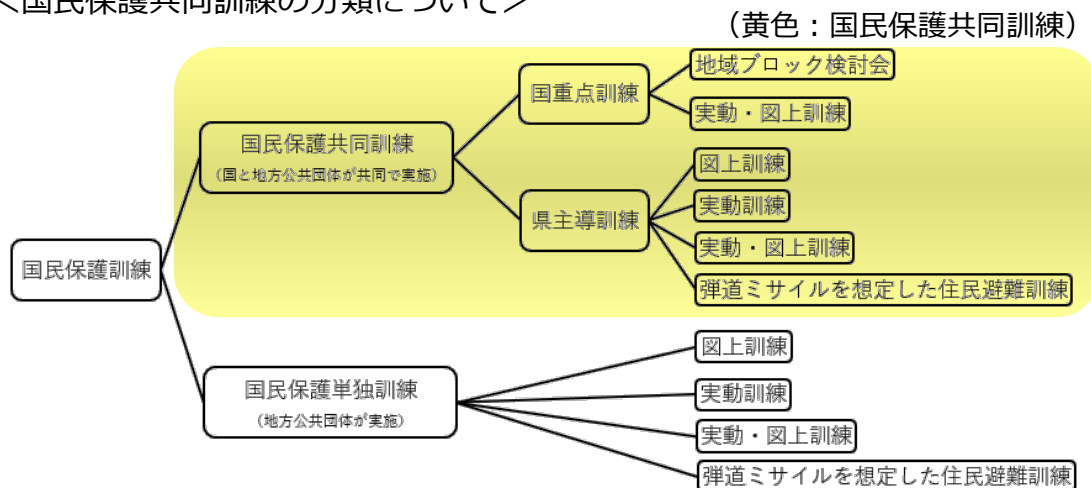
8. 国民保護施策の充実強化

【国費】【R6予算額 1.2億円】

○ 弾道ミサイル攻撃、大規模テロなどの国民保護事案への対処能力の向上を図るため、国と地方で共同訓練を実施。

【事業のイメージ】

＜国民保護共同訓練の分類について＞



【図上訓練】



【実動訓練】

＜国民保護共同訓練について＞

国と地方公共団体が共同で訓練を企画・実施する

- 国重点訓練：国が訓練内容を企画・立案し、県域を跨ぐ避難訓練など、都道府県単独では実施困難かつ高度な訓練を実施
- 県主導訓練：主に都道府県が訓練内容等の企画・立案し、国が支援を行い訓練を実施



【弾道ミサイルを想定した住民避難訓練】

【留意事項】

○ 国民保護措置への理解やノウハウの蓄積を更に図るため、国と地方公共団体の共同訓練を積極的に実施していただきたい。

【国費】【R6予算額 0.06億円】

○ 各地で行われている弾道ミサイルを想定した住民避難訓練について、緊急一時避難施設の使用や要配慮者の避難など、実践的な取組に関する調査・検証を行い、優良事例集を作成、地方公共団体に提供することにより、より一層効果的な訓練の実施を促進する。

【優良事例のイメージ】

緊急一時避難施設への避難

優良事例の特徴	都市部において人が多くいる時間帯に弾道ミサイルが発射され、その場に居合わせた歩行者・観光客などが、都道府県又は指定都市の長が予め指定した緊急一時避難施設に指定する地下街に避難。
主要訓練項目	<ul style="list-style-type: none"> ○住民避難訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・ Jアラート(模擬)により受信した弾道ミサイルに係る情報を受け、防災アプリにより、住民・観光客等に情報伝達(多言語表示)を実施 ・ 屋外の公園から地下街(緊急一時避難施設)への避難を実施 ○初動対処訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・ 弾道ミサイル発射時の市職員の初動対処を実施 ・ 国からのJアラート(模擬)、エムネット(模擬)を受け、情報伝達を実施
参加人数	60名
訓練の効果	<ul style="list-style-type: none"> ○指定済みの緊急一時避難施設への避難について、住民への周知の機会となった。 ○避難誘導の際の導線の確認など、緊急一時避難施設への実際の活用にあたっての課題を検証することができた。



地下街への避難状況



地下街に避難し、頭部を守る動作を取る

要配慮者の避難

優良事例の特徴	自ら避難することが困難な者(老人福祉施設入所者)を対象に避難訓練を実施。歩行器や車椅子利用者を施設職員が介添し、窓のない部屋や廊下への避難誘導を行った。
主要訓練項目	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対処訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・ 弾道ミサイル発射時の町職員の初動対処を実施 ・ 国からのJアラート(模擬)、エムネット(模擬)を受け、情報伝達を実施 ○住民避難訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・ エムネットによる弾道ミサイルの発射情報を受け、地元消防署から消防防災吹鳴装置(屋外スピーカー)により、住民等に情報伝達を実施 ・ 屋外にいる住民、福祉施設利用者は消防コミュニティセンター、総合福祉施設へ避難。地元消防署員、福祉施設職員及び振興局職員は、避難誘導を実施
参加人数	40名
訓練の効果	<ul style="list-style-type: none"> ○施設内における避難行動のあり方について、入所者と職員が実践を通じて習熟することができた。 ○施設職員と応援人員(振興局職員)との役割分担や連携のあり方について確認・協議する契機となった。



福祉施設職員の介添えによる避難



窓のない廊下に避難し、頭部を守る動作を取る

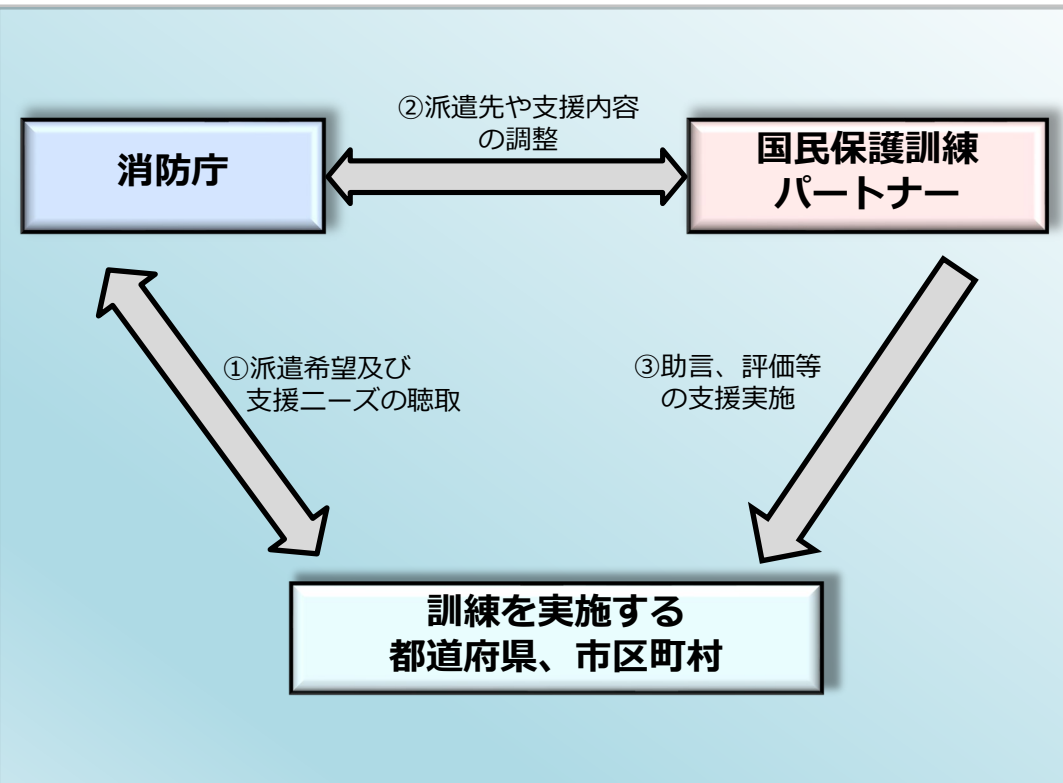
【留意事項】

- 令和6年6月頃までに調査・委託事業者を決定する。7月以降の候補自治体における調査にご協力いただきたい。
- 令和7年3月を目処に事例集を提供する予定であり、訓練の企画・実施において積極的に活用されたい。

【国費】【R6予算額 0.03億円】

○ 昨今の国際情勢を踏まえて、積極的な国民保護訓練の実施を国から自治体に呼びかけている中、自治体から国に求められる支援のニーズに応えるため、高度な知見を有する者を「国民保護訓練パートナー」として派遣し、訓練の企画・実施にあたり助言等の支援を行うことで、より効果的・実践的な訓練の実施を図る。

【事業のイメージ】



○国民保護訓練パートナーの支援内容

- ・ 訓練企画にあたっての助言
- ・ 訓練統制、コントローラー業務
- ・ 訓練実施後の評価

○支援する訓練の一例

- ・ 武力攻撃事態等や緊急対処事態を想定した都道府県や市町村の区域を越える住民の避難訓練など、近年の国重点訓練等の取組を踏まえた訓練
- ・ 国民保護措置に係る都道府県や市町村における緊急対処事態対策本部等の運営訓練



【図上訓練】



【実動訓練】

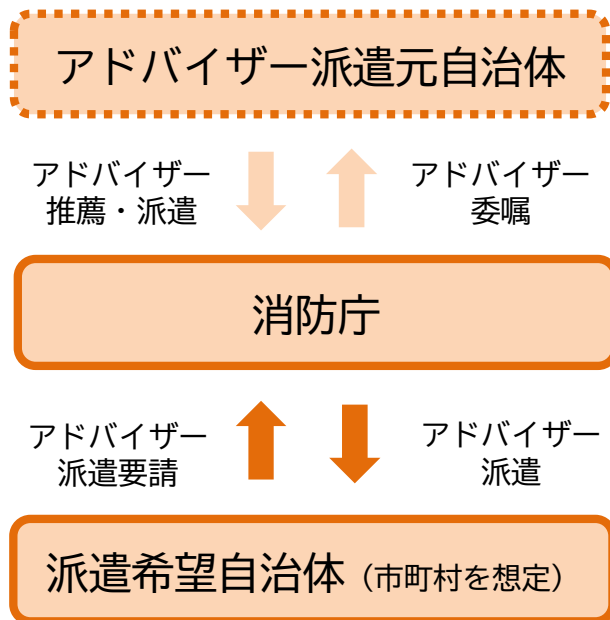
【留意事項】

○ 令和6年4月以降に派遣自治体及び国民保護訓練パートナーと調整して、派遣先及び支援内容等を決定し、支援を行う。

【国費】【R6予算額 0.03億円】

- これまで、全国の都道府県単位での「パターン作成支援に係る研修会」を開催し、管内の市町村に対する一律の支援を実施。
- パターン作成率の上昇(R4.4.1時点:69% → R6.1.1時点:98%)に伴う、パターンの複数化・高度化への支援に係る要望の増加を踏まえ、研修会の開催に加え、知見を重ねた自治体職員等をアドバイザーとして希望する市町村へ派遣する事業を新たに実施。
⇒ 高度なパターンの作成例・作成ノウハウの紹介や、パターン活用事例(関係機関との協議や、作成したパターンを用いた訓練等)の展開を通じ、全国の市町村におけるパターンの複数化・高度化への取組を一層支援。

【事業のイメージ】



【事業概要】

- パターン作成に関し知見を有する自治体職員等を消防庁のアドバイザー(※)として委嘱し、希望する自治体への派遣を通じて、パターン作成の取組を促進。
- 自治体の危機管理担当部局・職員に対し、アドバイザーから高度な事案(武力攻撃原子力災害や離島からの避難など、今後検討・取組が進んでいく分野を想定)の対処に係るパターンの新たな作成に向けた助言など、パターンの複数化・高度化に関する支援を実施し、更なる取組推進を図る。
- あわせて、自治体におけるパターン活用の実効性確保のための取組(パターンを用いた関係機関の役割分担の確認 等)に向けた支援を行うことも検討。

※ アドバイザーとして派遣される人員

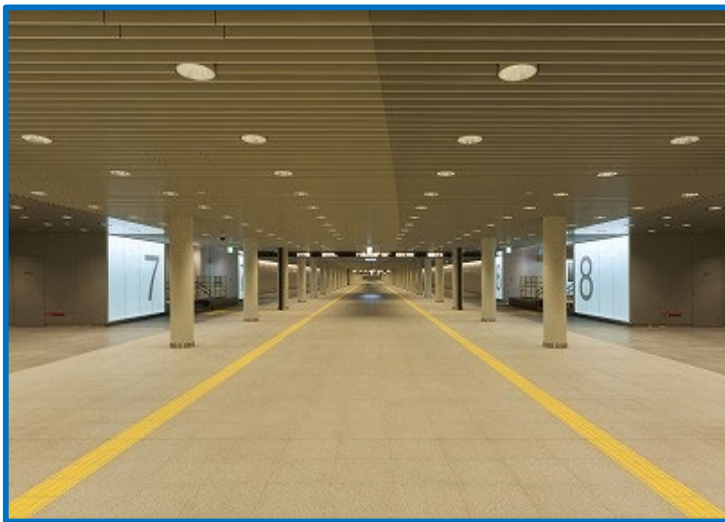
自治体での危機管理部局の在籍歴が長く、国民保護訓練に関する知見も豊富な職員を主として想定。

【留意事項】

- パターンの複数化・高度化に向けて、アドバイザー派遣事業を積極的に活用いただきたい。
- 令和6年6月から募集開始。7月以降、希望する自治体に随時アドバイザーを派遣する予定(派遣回数は延べ20回程度/年を想定)。

【国費】【R6予算額 0.05億円】

- 爆風等からの被害軽減に有効な地下施設等の避難施設の指定を促進するため、知見を蓄積した自治体職員等を希望する自治体へアドバイザーとして派遣し、成果の全国的な展開を実施。
- 避難施設指定の促進のためのアドバイザー派遣に係る経費。



【地下施設等の避難施設の指定促進】



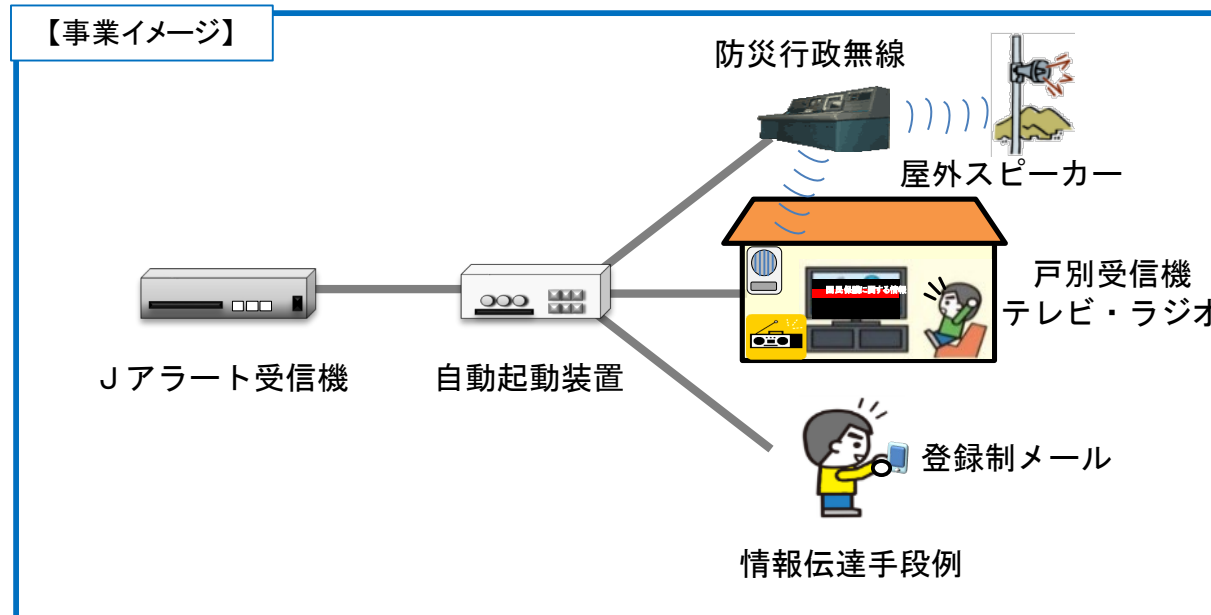
【民間施設の避難施設としての指定促進】

【留意事項】

- 避難施設の指定に向けて、(特に、指定権者である都道府県及び政令市においては、)アドバイザー派遣事業を積極的に活用いただきたい。令和6年8月から募集開始。9月以降、希望する自治体に随時アドバイザーを派遣する予定。

【施策の概要】

- 全国瞬時警報システム(Jアラート)と連携していない情報伝達手段の新たな連携(多重化)を推進する。
- Jアラートの次期受信機の仕様策定及び試作機を用いた検証を踏まえ、令和7年度からの市販品の流通を目指す。



【地方財政措置(緊急防災・減災事業債)】

- Jアラートの情報伝達手段の多重化については、緊急防災・減災事業債の対象となっている。

【留意事項】

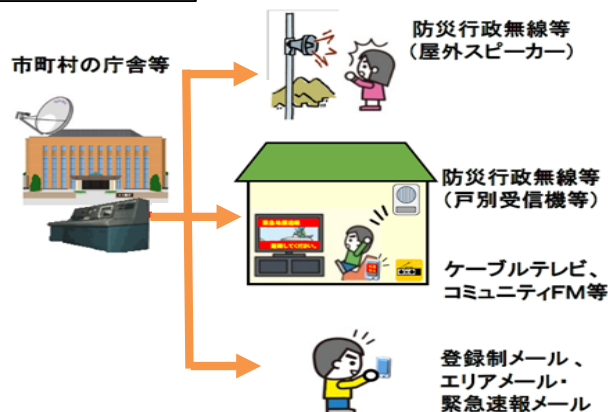
- 一人でも多くの住民が、迅速かつ確実に避難を実施できるようにするため、Jアラートの情報伝達手段の多重化に適切に取り組んでいただきたい。
- 令和5年度からJアラートの次期受信機の仕様策定に着手しており、試作機を用いた動作検証を実施している。市販品の流通は令和7年度から行われる予定となっているため、適切に対応いただきたい。

9. 災害時の通信・情報伝達体制などの充実強化

【施策の概要】【地方財政措置（緊急防災・減災事業債・特別交付税措置）】

- 災害時に情報を住民に確実に伝達することが重要であることから、各市町村における災害情報伝達手段の多重化・強靱化を図ることが重要。
- **防災行政無線のデジタル化、住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化に要する経費等について、緊急防災・減災事業債の活用が可能。**
- また、**戸別受信機等の配備に要する経費について、特別交付税措置を講じている。**

【事業イメージ】



＜住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化の例＞

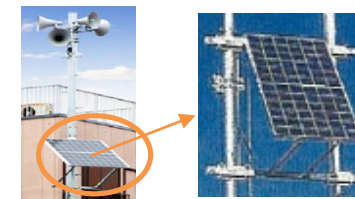
音達を改良した高性能スピーカーへの更新



視覚効果付スピーカーへの更新



屋外スピーカーの停電対策



＜緊急防災・減災事業債＞

- 【防災行政無線のデジタル化】 アナログ方式の防災行政無線をデジタル化する場合
- 【戸別受信機等の設置】 同報系の親局等を整備する場合に、屋外スピーカー等と一体として「戸別受信機」を整備する場合
- 【代替整備】 防災行政無線の「代替」となる同報系システムを整備する場合
- 【防災行政無線等の機能強化】 住民への防災情報の確実な伝達のための「機能強化」(音達を改善・視覚効果付き・停電対策を実施した屋外スピーカー等)を図る場合
- 【携帯電話網等を活用した情報伝達システム】 携帯電話網等を活用した情報伝達システムについて、庁舎側のサーバー等の整備を伴う場合
- 【災害情報伝達手段への一斉送信システム】 災害情報伝達手段への一斉送信システムについて、庁舎側のサーバー等の整備を伴う場合

＜特別交付税措置＞

- 【戸別受信機等の設置】 戸別受信機等を貸与により配備する場合
- 【庁舎側設備のソフト改修等】 一斉送信機能導入に伴うシステム改修等について、サーバー等の整備を伴わない場合

【国費】【R5補正予算額 0.3億円】

- 市町村に対し通信技術に関する専門的な知見を有するアドバイザーを派遣することにより、地域特性を踏まえた最適な伝達手段を整備するための課題を解決し、災害情報伝達手段の整備を促進する。

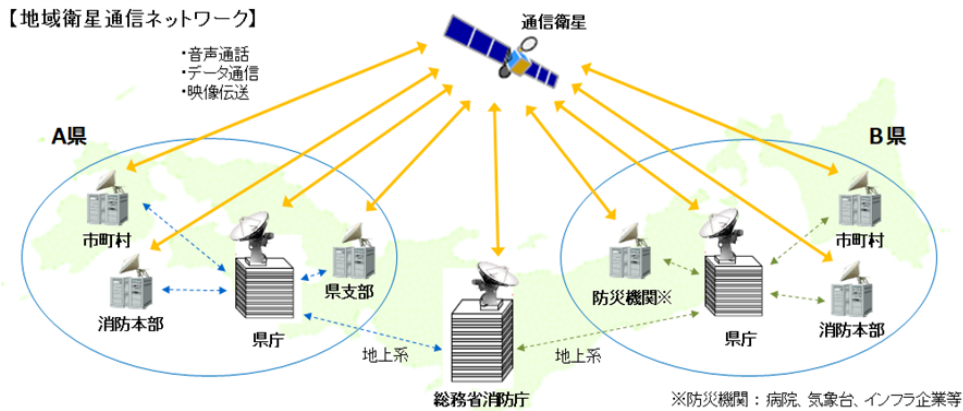
【留意事項】

- 引き続き、各自治体の実情に応じて災害情報伝達手段の多重化に取り組んでいただきたい。

【施策の概要】【地方財政措置(緊急防災・減災事業債・特別交付税措置)】

- 激甚化する災害に備えて、都道府県防災行政無線の衛星系として、地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の災害対応に資する衛星通信システムを市町村まで空白なく整備することが重要。
- **第3世代システムの地域衛星通信ネットワーク等について、都道府県が管内全市町村を結ぶ一体的な整備を行う場合、緊急防災・減災事業債の活用が可能。**

【事業イメージ】



災害時に地上系の通信網が不通となった場合でも、国・都道府県・市町村間の連絡を確保

地域衛星通信ネットワーク第3世代システムの特徴

- ✓ 整備コストを大きく削減可能
 - ✓ 性能面が大きく向上
- ① 大雨による通信障害が発生しにくい
 - ② 災害現場で柔軟に設置・運用できる
 - ③ 高画質な映像を送受信できる
 - ④ データ通信による多様なアプリケーションを使用できる
 - ⑤ インターネット経由で外部システムに接続できる

<緊急防災・減災事業債>

- **【第3世代化(都道府県内の一体整備)】** 緊急防災・減災事業債の対象となる衛星通信システムの整備(都道府県庁と都道府県内の全市町村を結ぶ一体的な整備)は以下の要件を全て満たすもの(地域衛星通信ネットワークの第3世代システム)であることが必要
 - ・ 災害発生時に輻輳を回避するための専用通信網もしくは帯域保証により安定的な通信を確保
 - ・ 災害対応を円滑に行うために画像やデータを円滑にやりとりできるだけの十分な回線容量を常に確保
 - ・ 被害状況等に係る情報を円滑に共有するために都道府県庁と都道府県内の全市町村とを結ぶ一体的なネットワーク

【留意事項】

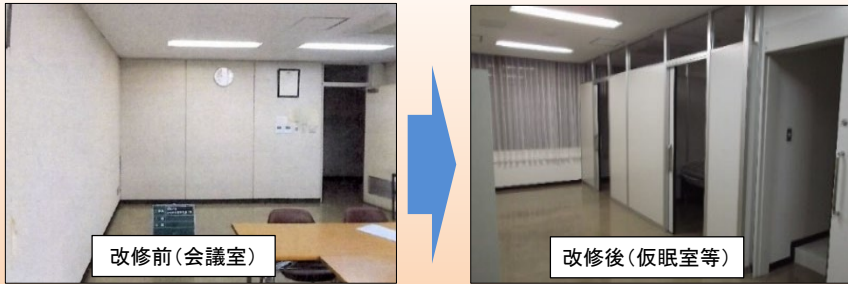
- 地域衛星通信ネットワークの第3世代システムについては、従来と比べて低コストであるだけでなく、大雨による通信障害が発生しにくい、災害現場で柔軟に設置・運用できるなど性能面も大きく向上しており、災害発生時の通信連絡体制の確保に資するもの。
- このため、引き続き、都道府県・市町村等を通じた地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の災害対応に資する衛星通信システムの一体的な整備に積極的に取り組んでいただきたい。

10. 消防防災分野における女性の 活躍推進

【施策の概要】

- 「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会(平成27年)」を踏まえ、全国の消防吏員に占める女性比率を令和8年度当初までに5%に上げるため、各消防本部において計画を策定するよう要請。
 - 消防庁では、消防本部に対し、消防吏員の女性比率の数値目標設定による計画的な増員、女性消防吏員の職域の拡大、女性専用施設の整備など、ソフト・ハード両面での環境整備の働きかけを行うことで、取組を推進していく。
- ※令和5年4月1日 現在の女性消防吏員は、**全体の3.5%** (他職種女性比率:警察官11.4%(令和5年4月1日現在)、自衛官8.7%(令和4年度末現在))

<女性専用施設の整備>



- 女性専用施設の整備に要する経費は、引き続き特別交付税措置を講じる。これに加え、令和6年度からは都道府県又は消防本部が作成する緊急消防援助隊受援計画に緊急消防援助隊の受入施設として位置付けられる消防本部・消防署・出張所・消防学校の女性専用施設の整備については、緊急防災・減災事業債の対象とするもの。

<女性消防吏員活躍推進アドバイザー事業>



- 消防本部等へアドバイザーを派遣し、女性活躍の意義、人事配置上の配慮、効果的な広報などの具体的な方策を助言するもの。

<女性消防吏員活躍推進支援事業> (モデル事業)



- 女性消防吏員の活躍をより積極的に推進し、消防力を充実強化していくため、全国で手本とすべき先進事例を構築することを目的に、消防本部等に調査委託するもの。

【国費】【R5予算額 0.6億円】

- 消防吏員を目指す女性の増加を図るため、女性消防吏員活躍推進アドバイザーの派遣や幹部向け研修会の開催、女性消防吏員活躍推進支援事業(モデル事業)などを実施する。

【地方財政措置(緊急防災・減災事業債・特別交付税措置)】

- 消防本部・消防署・出張所・消防学校(以下、消防庁舎という)における、女性専用施設(浴室、仮眠室等)の施設整備(起債対象外経費に限る。)についての**特別交付税措置(措置率0.5、財政力補正あり)**を講ずる。**【令和7年度までの時限措置】**
- 令和6年度からは、都道府県又は消防本部が作成する緊急消防援助隊受援計画に緊急消防援助隊の受入施設として位置付けられる消防庁舎における女性専用施設の整備費を、緊急防災・減災事業債の対象とする。

【留意事項】

- 消防庁舎における女性専用施設については、引き続き、積極的な整備に取り組んでいただきたい。
- 女性消防吏員活躍推進アドバイザー派遣の申込みは、4月頃に募集し、選定後に順次講演等を開催する予定。
- 女性消防吏員活躍推進支援事業(モデル事業)への申込みは、3月頃に募集し、5月頃に委託団体の選定を行う予定。

13. 中古消防車両等の 海外寄贈への協力

海外への消防車両の寄贈について

国内で更新対象となった消防車両等（例：ポンプ車、化学自動車、救急車）の海外寄贈は、開発途上国の災害対応能力等の向上に寄与するだけでなく、我が国の「顔の見える国際協力」として極めて効果の大きい事業であり、国際貢献・国際交流の観点からもその拡大が期待されています。

消防庁では、外務省、日本消防協会、日本外交協会と連携して、消防車両等の海外寄贈の更なる拡大に向けて、その取り組みを強化しております。

また、近年の寄贈実績を含む中古消防車両の海外寄贈に関する情報を消防庁ホームページに掲載しています。

<https://www.fdma.go.jp/about/organization/post-8.html>

【寄贈実績】

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
日本消防協会	60	48	40	52	50	23
日本外交協会	40	54	19	56	58	45
その他	16	33	22	46	61	71
合計(台)	116	135	81	154	169	139

【寄贈先と寄贈元】 ※平成29年度～令和4年度

161消防本部、87消防団からの寄贈

アジア 17カ国、中南米 13カ国、
アフリカ 19カ国、大洋州 9カ国
中近東 2カ国、欧州3カ国

【具体例】

ベトナムへの消防車両寄贈（平成31年1月）

・日本消防協会を通じて水槽付き消防ポンプ車4台、消防ポンプ車6台の合計10台を寄贈。

・車両寄贈に併せて日本消防協会から3名、東京消防庁から2名が現地にて同国の消防吏員に対する技術指導を実施。（ODA資金を活用）



技術指導研修修了証を授与された研修生



訓練の様子(車両取扱い説明)

ナウルでの救急車寄贈(感謝のSNS)

・救急車の寄贈を受け、感謝の気持ちを政府のSNSを通じて発信



ナウル共和国政府観... @nau... · Apr 25 ...

日本からナウル共和国へ救急車の寄贈をいただきました。ダゲアゴ保健大臣がナウル共和国政府を代表して受領をさせていただきました。🇯🇵🇳🇷

元々は埼玉県川口市で使われていた車両だそうです。今回の贈呈はナウル共和国国内でも大きく報道されております。ありがとうございます。🇯🇵🇳🇷



問い合わせ先



	目次	問い合わせ先	連絡先
p.3	マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化に向けたシステム構築	救急企画室 救急企画係	03-5253-7529 kyukyukikaku[at] soumu.go.jp
p.4	消防指令システムの標準化・消防業務システムのクラウド化	防災情報室 情報企画係	03-5253-7526 119tec[at] ml.soumu.go.jp
p.5	災害時の映像情報共有手段の充実	防災情報室 通信管理係	03-5253-7526 fireradio[at] ml.soumu.go.jp
p.8	緊急消防援助隊無償使用車両等の整備(情報整理・分析対応資機材・車両)	広域応援室 広域応援計画係	03-5253-7569 k.keikaku[at] ml.soumu.go.jp
p.9	緊急消防援助隊無償使用車両等の整備(小型遠隔化学剤検知器)	参事官室 救助係	03-5253-7507 fdma.kyuujo[at] soumu.go.jp
p.10	消防防災ヘリコプターの安全性の確保及び運航体制の充実強化	広域応援室 航空企画係	03-5253-7569 fdma-koukuu[at]ml.soumu.go.jp
p.11	緊急消防援助隊等の応援職員受入れ施設等の整備、派遣経費の拡充	消防・救急課 警防係、職員係、財政係 広域応援室 広域応援企画係 防災課 震災対策係	03-5253-7522 shokuin[at] soumu.go.jp 03-5253-7569 fdma-kouiki[at] ml.soumu.go.jp 03-5253-7525 sintai[at] soumu.go.jp
p.12	緊急消防援助隊の派遣に伴う経費(出動準備経費)	広域応援室 広域応援企画係	03-5253-7569 kouiki-kikaku[at]ml.soumu.go.jp
p.14	消防の広域化、連携・協力の推進	消防・救急課 広域化推進係	03-5253-7522 keibou[at] ml.soumu.go.jp
p.15	ドローン活用人材育成事業	消防・救急課 警防係	03-5253-7522 keibou[at] ml.soumu.go.jp
p.16	消防本部における災害対応ドローン(水中ドローンを含む)の整備	消防・救急課 警防係	03-5253-7522 keibou[at] ml.soumu.go.jp

(※スパムメール対策として @ を [at] と表示しています。送信の際には @ に変更してください。)



	目次	問い合わせ先	連絡先
p.17	消防本部等の感染症対策	消防・救急課 職員係	03-5253-7522 shokuin[at] soumu.go.jp
p.19	救急隊の感染防止資器材の整備	救急企画室 救急安全係	03-5253-7529 kyukyuanzen[at] soumu.go.jp
p.20	救急安心センター事業(#7119)の全国展開	救急企画室 救急企画係	03-5253-7529 kyukyukikaku[at] soumu.go.jp
p.22	消防団への更なる入団促進を図るためのマニュアルの作成	地域防災室 消防団係	03-5253-7561 syobodan[at] ml.soumu.go.jp
p.23	消防団員の年額報酬に係る経費	地域防災室 消防団係	03-5253-7561 syobodan[at] ml.soumu.go.jp
p.24	消防団設備整備費補助金(消防団救助能力向上資機材緊急整備事業)	地域防災室 消防団係	03-5253-7561 syobodan[at] ml.soumu.go.jp
p.25	消防団の力向上モデル事業	地域防災室 消防団係	03-5253-7561 syobodan[at] ml.soumu.go.jp
p.26	自主防災組織等活性化推進事業	地域防災室 住民防災係	03-5253-7561 chiikibousai[at] ml.soumu.go.jp
p.27	自主防災組織等のリーダー育成支援事業	地域防災室 住民防災係	03-5253-7561 chiikibousai[at] ml.soumu.go.jp
p.28	防災まちづくり大賞	地域防災室 住民防災係	03-5253-7561 chiikibousai[at] ml.soumu.go.jp
p.30	防災拠点となる公共施設等の耐震化等	防災課 震災対策係	03-5253-7525 sintai[at] soumu.go.jp
p.31	地方公共団体の災害応急対策の継続性を確保するためのトイレカーの整備	防災課 震災対策係	03-5253-7525 sintai[at] soumu.go.jp
p.32	防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備	防災課 震災対策係	03-5253-7525 sintai[at] soumu.go.jp



	目次	問い合わせ先	連絡先
p.33	指定避難所の生活環境改善・感染症対策のための取組への支援	防災課 防災調整係	03-5253-7525 bousaityousei[at]ml.soumu.go.jp
p.33	市町村の災害対応力強化のための研修・訓練	防災課 防災企画係、 防災調整係	03-5253-7525 bousaikikaku[at]soumu.go.jp bousaityousei[at]ml.soumu.go.jp
p.36	国民保護共同訓練の充実強化	国民保護運用室 調整第一係、 調整第二係	03-5253-7551 fdma- kokuhokunren[at]ml.soumu.go.jp
p.37	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練優良事例集作成事業	国民保護運用室 調整第一係、 調整第二係	03-5253-7551 fdma- kokuhokunren[at]ml.soumu.go.jp
p.38	国民保護訓練パートナー制度による県主導訓練の高度化事業	国民保護運用室 調整第一係、 調整第二係	03-5253-7551 fdma- kokuhokunren[at]ml.soumu.go.jp
p.39	避難実施要領のパターン作成に係るアドバイザー派遣事業	国民保護室 企画係	03-5253-7550 Soudan- pattern[at]ml.soumu.go.jp
p.40	緊急一時避難施設指定推進アドバイザー派遣事業	国民保護室 企画係	03-5253-7550 Soudan- pattern[at]ml.soumu.go.jp
p.41	全国瞬時警報システム(Jアラート)と連携する情報伝達手段の多重化等	国民保護室 企画係、 運用係	03-5253-7550 Soudan- pattern[at]ml.soumu.go.jp renraku-jalt[at]ml.soumu.go.jp
p.43	防災行政無線等の災害情報伝達手段の多重化	防災情報室 通信企画係	03-5253-7526 bgm-boujo[at]ml.soumu.go.jp



	目次	問い合わせ先	連絡先
p.44	地域衛星通信ネットワーク等の衛星通信システムの整備推進	防災情報室 通信管理係	03-5253-7526 fireradio[at] ml.soumu.go.jp
p.47	女性消防吏員の更なる活躍推進	消防・救急課 職員係	03-5253-7522 shokuin[at] soumu.go.jp
p.49	海外への消防車両の寄贈について	参事官室 国際協力係	03-5253-7507 fdma.kokusai[at] soumu.go.jp